

出雲市水防計画

附属資料

平成27年(2015)6月

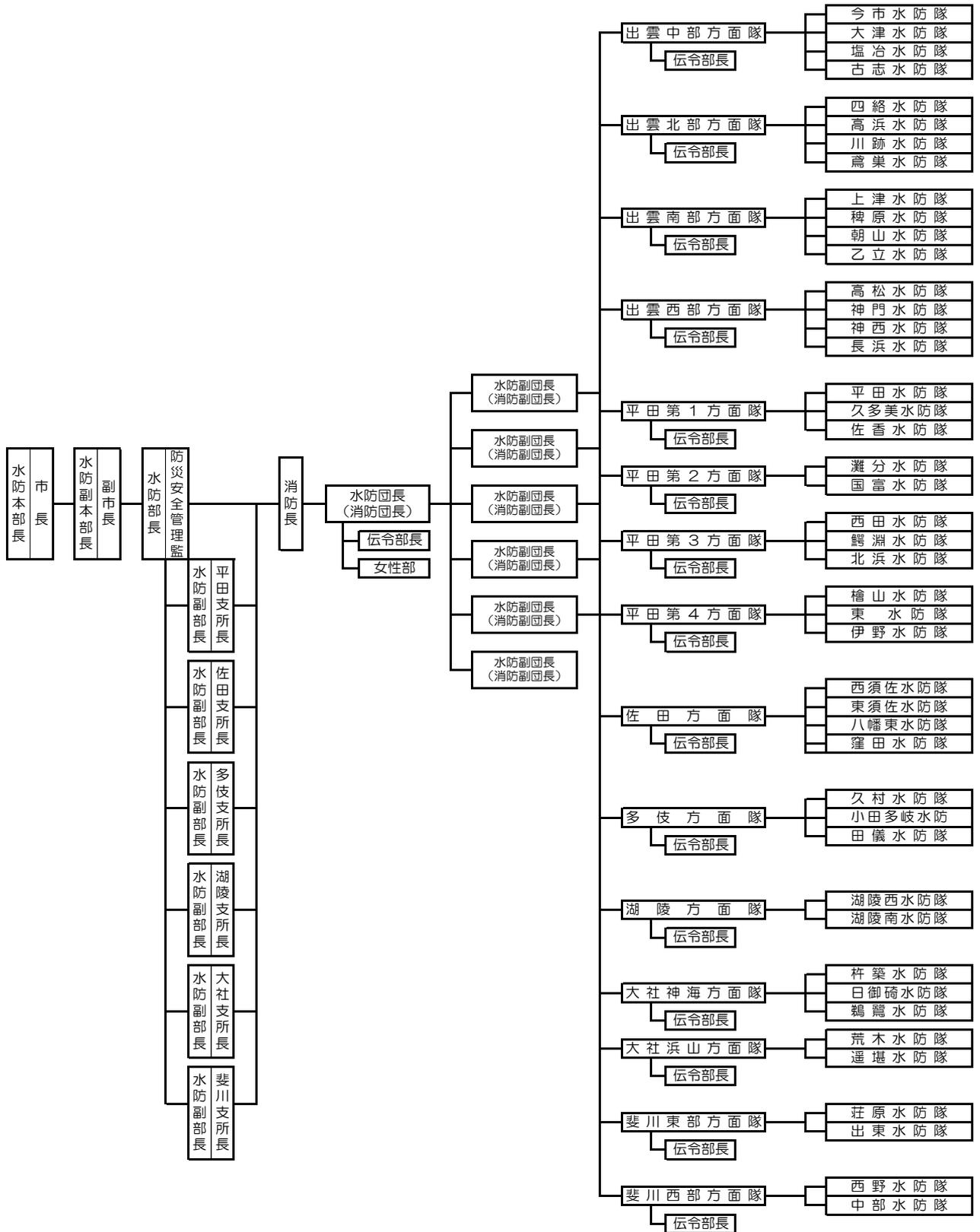
出雲市

目 次

附属資料

第 1	出雲市水防団編成表	1
第 2	水防倉庫及び備蓄資材	2
第 3	重要水防区域	5
第 4	危険な箇所	7
第 5	水防上重要な堰・樋門・水門・ダム一覧	19
第 6	松江地方气象台から発表される気象等注意報・警報の発表基準	32
第 7	水位情報様式（洪水予報等）	33
第 8	水防警報発表様式	39
第 9	水防信号	44
第 10	優先通行標識・公用負担命令様式	45
第 11	水防工法	46
第 12	水防法(昭和 24 年法律第 193 号)	55
第 13	水防情報関係	55

第1. 出雲市水防団編成表



第2.水防倉庫及び備蓄資材

平成27年6月1日時点

河川名		斐伊川														
水防倉庫名		最低基準	上津	大津	川跡	北山	瀬分防 災倉庫	西代防災 備蓄倉庫	西代	上阿宮	下阿宮	剣先	井上	原鹿	湖岸	中央
所在地			上島町	大津町	武志町	西林木町	瀬分町	西代町	西代町	斐川町 阿宮	斐川町 阿宮	斐川町 出西	斐川町 鳥井	斐川町 原鹿	斐川町 黒目	斐川町 荏原
かけや	丁	10	22	8	13	8	12	13	2	6	7	13		20	1	10
のこぎり	丁	5	15	5	5	5	9	10	2	1	7		4	8		4
剣スコップ	丁	20	61	20	21	22	25	20		20	40	36		40		80
角スコップ	丁	5		4			3	10				10				
つるはし	丁	3	13	3	3	3	2	2		2	3	18		20		3
斧	丁	3	10	3	3	3	2	1	3	1	1	8	4			
たこづち	丁	5	4	3	4	7	4	4	1	3	1	5		4	3	10
鍬	丁	3	4	3	3	2	22	22			3	1	4	2		
鎌	丁	10	10	10	14	9	10	9		10	30			38	2	3
なた	丁	3	3	2	4	2	4	4				1		4		
ペンチ	丁	3		2			8	7				5	2	9		
大ハンマー	丁	2	2	6	2	2	2	2		1		25				10
パール(大)	丁	2		1			1	1				10	2	10		5
シノ	丁	2					7	7				11	3	18		3
クリッパー(大)	丁	1					3	4					3	4		4
ロープ 50m	本	2	5	2	2	2		4					20			
命綱	本	5	20	5	5	3										
鉄線 10番	kg	2		2				5		50	10	100	40	120	10	60
木杭 1.5m	本	50	50	15	44	62			166	150	100	2	50	15	80	10
鋼杭 15mm	十本	10	10	3	10	10		22	2							
土のう袋	百袋	50	26	10	10	5	200	200		64	28	140		32	16	12
ハイロープ	玉	10	79	10	16	15						9				
道板 4m	枚		1													
砂	立米		10	10	10	12	10	3								
ビニールシート	枚	20	10	10	10	20	14	16			10	51		40		2
カラーコーン	個	10	10	10	10	6	32	32								
バー	本		5	5	5	3	24	25								
発電機	基	1	1		1	1	2	1								
投光器	基	2	3			2						2				
チェンソー	台	1					4					1				
携帯投光器	個	2	1	1	1	1						1				
ヘッドライト	個	団員数1/2	15	15	20	10						10				
ユードリール	個	2	2	2	2	2						2				
無線機	基	3	3	3	3	3										
ハンドマイク	個	1	1	1	1	1						1				
救命胴衣	着	団員数1/2	31	23	25	30	70	69				62	5	8		
一輪車	台	2	2	2	2	2	4	5				10		5		3
鉄製杭	本						166	43								
手箕	本						12	13				1	1	1		11
土のう製作器	台	1	1	1	1	1		3				4				
かます	枚						20	16		400	180	1,200	240		2,000	
ゴムボート	艘	1	1	1			1				1	3				
FRPボート	艘		2	1	1											

第2.水防倉庫及び備蓄資材

平成27年6月1日時点

河川名		神戸川												
水防倉庫名		最低基準	乙立	朝山	塩治	古志	高松	神門	神西	長浜	妙見	稗原	八幡原	須佐
所在地			乙立町	馬木町	上塩治町	古志町	高松町	下古志町	東神西町	荒茅町	西園町	稗原町	佐田町 八幡原	佐田町 須佐
かけや	丁	10	9	23	8	9	8	12	7	25	8	8		
のこぎり	丁	5	10	10	2	5	3	4	3	14	5	3	3	3
剣スコップ	丁	20	22	23	7	20	23	22	20	24	10	20		4
角スコップ	丁	5	4					1						4
つるはし	丁	3	3	6	1	3	3	3	3	10	3	3	2	2
斧	丁	3	5	6	3	3	3	5	3	5	2	5		2
たこづち	丁	5	3	6	5	6	4	3	3	12	4	3	1	3
鍬	丁	3	3	2	3				1	3			1	
鎌	丁	10	7	20	7	10	10	15	8	17	5	5	2	4
なた	丁	3	3	4	4	1	2	3	1	9	2	3	1	2
ペンチ	丁	3				1			4	1	1	3	2	2
大ハンマー	丁	2	2		2	1	2		2	2	1	2	1	1
パール(大)	丁	2					2						1	1
シノ	丁	2		3									3	6
クリッパー(大)	丁	1		1									4	1
ロープ 50m	本	2	3	2	2	2	2	2	2	3	1	2		
命綱	本	5	5	5	5	10	5	5	5	5	3	5	9	3
鉄線 10番	kg	2												1
木杭 1.5m	本	50	49	50	36	50	50	80	80	50	30		20	25
鋼杭 15mm	十本	10	9	5	80	5	10	3	7	9		6		40
土のう袋	百袋	10	10	14	10	10	10	15	11	10	5	10	9	1
ハイロープ	玉	10	22	18	10	13	15	10	10	38	18	10		5
道板 4m	枚	1												
砂	立米		5	10		10	10	13	5	10		10	4	
ビニールシート	枚	20	15	12	10	10	11	15	10	10	8	10	18	7
カラーコーン	個	10	10	10	10	5	10	9	4	13	10	10	40	5
バー	本		3	5	5		5	5	2	5	3	5	31	3
発電機	基	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	2
投光器	基	2	2	2		2	2	2	2	3		2	3	3
チェンソー	台	1											2	1
携帯投光器	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2
ヘッドライト	個	団員数1/2	15	15	15	15	15	15	15	15	8	15		10
ユートリール	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	3	2
無線機	基	3	3	3	3	3	3	3	3	3		3		
ハンドマイク	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		
救命胴衣	着	団員数1/2	26	31	24	23	26	25	25	20	16	19	130	15
一輪車	台	2	2	2	2	2	3	2	1		1	2	3	1
鉄製杭	本												70	
手箕	本													
土のう制作器	台	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1
かます	枚													
ゴムボート	艘	1	1	1	1	1	1	1					1	1
FRPボート	艘			1										

第2.水防倉庫及び備蓄資材

平成27年6月1日時点

河川名		その他								
水防倉庫名		最低基準	今市	四 絡	高 浜	遙 堪	湖 陵	多 伎	多伎ン サイト	予 備
所 在 地			今市町	小山市	平野町	大社町 遙堪	湖陵町 二部	多伎町 田橋	多伎町 小田	
かけや	丁	10		2	2	5		10	12	8
のこぎり	丁	5					3			
剣スコップ	丁	20	14	7	10	7	7	22	26	15
角スコップ	丁	5		3		3		2	9	
つるはし	丁	3				1				
斧	丁	3								
たこづち	丁	5							1	
鍬	丁	3		1			1		1	2
鎌	丁	10		1	4	2	2	1	1	1
なた	丁	3					1		1	3
ペンチ	丁	3					2	1	1	2
大ハンマー	丁	2					3	1	2	
バール(大)	丁	2					1	2	1	
シノ	丁	2					3	1	2	
クリツパー(大)	丁	1								
ロープ 50m	本	2	3	2	2	3				
命綱	本	5		5	2		2			
鉄線 10番	kg	2								
木杭 1.5m	本	50				200				
鋼杭 15mm	十本	10		2		3				
土のう袋	百袋	10	19	10	10	50	6	22	10	10
ハイロープ	玉	10		10						15
道板 4m	枚	1								
砂	立米		6		8					
ビニールシート	枚	20	6	5	7	20		50	10	10
カラーコーン	個	10	10		3	40	20			
バー	本		5		1	30	10			
発電機	基	1					1		3	1
投光器	基	2					7	1	5	1
チェンソー	台	1					2	1	1	2
携帯投光器	個	2	1	1	1		1		1	
ヘッドライト	個	団員数1/2	15	15	16			10	8	
コードリール	個	2	2	2	2			2	4	2
無線機	基	3	3		3					3
ハンドマイク	個	1	1	1	1					
救命胴衣	着	団員数1/2	13	20	13		18	20	40	30
一輪車	台	2	2	1	2	5		1	2	1
鉄製杭	本									
手箕	本									
土のう制作器	台	1						2	2	1
かます	枚									
ゴムボート	艘	1								
FRPボート	艘									

第3 水防関係

1. 重要水防区域

(1) 重要水防区域

ア. 国土交通省関係(出雲河川事務所) 平成27年度島根県水防計画より

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長	備 考
斐伊川	斐伊川	自：出雲市上島町和久輪(三刀屋町境界) 至：穴道湖	左	14,000m	
〃	〃	自：出雲市島村町 至：穴道湖	右	4,000m	
神戸川	神戸川	自：出雲市馬木町(稗原川合流点) 至： 〃 西園町(河口)	左	11,700m	
〃	〃	自：出雲市朝山町(稗原川合流点) 至： 〃 大社町杵築西(河口)	右	12,200m	

イ. 島根県関係(出雲県土整備事務所) 平成27年度島根県水防計画より

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長	備 考
十間川	十間川	自：出雲市東神西町(鉄道橋) 至： 〃 神西沖町(神西湖)	左	2,700m	
〃	〃	自：出雲市知井宮町(花月川合流点) 至： 〃 神西沖町(神西湖)	右	3,700m	
〃	〃	自：出雲市湖陵町差海(神西湖) 至： 〃 〃 〃 (河口)	左	1,600m	
〃	〃	自：出雲市湖陵町差海(神西湖) 至： 〃 〃 〃 (河口)	右	1,600m	
斐伊川	平田船川	自：出雲市平田町(河口) 至： 〃 国富町(口宇賀町界)	左	8,000m	
〃	〃	自：出雲市平田町(河口) 至： 〃 国富町(口宇賀町界)	右	8,000m	
斐伊川	〃 (湯谷川)	自：出雲市平田町(船川合流点) 至： 〃 平田町(古川町地内)	左	3,000m	
〃	〃 (〃)	自：出雲市平田町(船川合流点) 至： 〃 平田町(古川町地内)	右	3,000m	

〃	新建川	自：出雲市斐川町上庄原(羽根川合流点) 至： 〃 莊原(河口)	左	5,500m	
斐伊川	新建川	自：出雲市斐川町上庄原(羽根川合流点) 至： 〃 莊原(郡市界)	右	3,000m	
〃	五右衛門川	自：出雲市斐川町福富(北島橋) 至： 〃 黒目(河口)	左	5,500m	
〃	五右衛門川	自：出雲市斐川町福富(北島橋) 至： 〃 冲州(河口)	右	5,500m	

第4. 危険な箇所（平成27年度島根県水防計画より）

ア. 国土交通省関係（出雲河川事務所）

（1） 国土交通省管理河川

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡又は旧川跡の堤防であることあるいは、基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後3年以内の箇所。堤防の決壊跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。

（国土交通省重要水防箇所評定基準（案）より）

直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	県 担 当 事 務 所	当 所 備 所
			左右岸	距離標	延長(m)								
325	斐伊川	出雲市出島町 ～灘分町 (出雲市)	左	0k135～ 0k300	165	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	平田 出張所	出雲 県土 整備 所	
325 -1	"	"	"	0k300～ 0k500	200	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
326	"	出雲市灘分町 (出雲市)	"	0k500～ 0k650	150	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
326 -1	"	"	"	0k650～ 1k100	450	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
326 -2	"	"	"	1k100～ 1k650	550	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
326 -3	"	"	"	1k650～ 1k700	50	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
329	"	出雲市灘分町(出雲市) 出雲市島村町(出雲市)	左 右	1k680	—	工作物	B	B	余裕高不足	(灘 橋)	"	"	"
329 -1 (1)	"	出雲市灘分町 (出雲市)	左	1k750～ 1k900	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
329 -1 (2)	"	"	"	1k210～ 2k200	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
330	"	"	"	2k200～ 2k270	70	堤防高 旧川跡	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
332	"	"	"	2k270～ 2k300	30	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
332 -1	斐伊川	出雲市灘分町 (出雲市)	左	2k300～ 2k500	200	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	平田 出張所	出雲 県土 整備 所	
332 -2	"	"	"	2k500～ 2k700	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
332 -3	"	"	"	2k700～ 2k900	200	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"
332 -4	"	"	"	2k900～ 3k200	300	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
332 -5	"	"	"	3k200～ 3k230	30	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
332 -6	"	"	"	3k230～ 3k330	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
332 -7	"	"	"	3k330～ 3k550	220	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
333 -1	"	"	"	3k550～ 3k700	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
334	"	"	"	3k700～ 3k800	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
334 -1 (1)	"	"	"	3k800～ 4k080	280	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
334 -3	"	"	"	4k175～ 4k300	125	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"
335	斐伊川	出雲市灘分町(出雲市) 出雲市斐川町坂田(出雲市)	左 右	4k150	—	工作物	B	B	余裕高不足	(瑞徳大橋)	平田 出張所	出雲 県土 整備 所	
336	"	出雲市灘分町 (出雲市)	左	4k300～ 4k370	70	堤防高 堤防断面 旧川跡	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"
336 -1	"	"	"	4k370～ 4k450	80	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"
337	"	"	"	4k450～ 4k500	50	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"
337 -1	"	出雲市灘分町 ～西代町 (出雲市)	"	4k500～ 4k700	200	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"

直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
338	"	出雲市西代町 (出雲市)	"	5k680～ 5k760	80	旧川跡	要	要			"	"		
341	"	"	"	8k340～ 8k420	80	旧川跡	要	要			"	"		
342 -1 (2)	"	"	"	10k550～11k150	600	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"		
343	"	"	"	11k150～11k200	50	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"		
343 -1	"	"	"	11k200～11k250	50	法崩れ・すべり 漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"		
343 -1 (1)	"	出雲市武志町 ～大津町 (出雲市)	"	11k250～11k700	450	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り				
343 -2 (1)	斐伊川	出雲市大津町 (出雲市)	左	11k700～11k800	100	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	平 田 出 張 所	出 県 土 整 備 事 務 所	雲 備 所	
343 -2 (2)	"	"	"	11k800～12k300	500	法崩れ・すべり 漏水	B A	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"		
344 -2	"	"	"	12k550～12k570	20	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	木流し・裏シート張り	"	"		
345	"	"	"	12k570～12k650	80	法崩れ・すべり 旧川跡	B 要	B	法崩れ・すべり	木流し・裏シート張り	"	"		
346	"	出雲市大津町(出雲市) 出雲市斐川町名島(出雲市)	左 右	12k370	—	工作物	B	B	余裕高不足	(神立橋)	"	"		
348	"	出雲市大津町 (出雲市)	左	12k650～12k700	50	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"		
348 -1	"	"	"	12k700～13k300	600	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"		
348 -2	"	"	"	13k300～13k350	50	法崩れ・すべり 漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"		
348 -3	"	"	"	13k350～13k410	60	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B B 要	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"		
348 -4	"	"	"	13k410～13k500	90	法崩れ・すべり 漏水	B B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"		
348 -4 (1)	"	"	"	13k500～13k800	300	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"		
348 -5	斐伊川	出雲市大津町 (出雲市)	左	14k000～14k150	150	新堤防	要	要			平 田 出 張 所	出 県 土 整 備 事 務 所	雲 備 所	
349 -1	"	"	"	14k150～14k250	100	新堤防	要	要			"	"		
349 -2 (1)	"	"	"	14k250～14k300	50	新堤防	要	要			"	"		
349 -2 (2)	"	"	"	14k450～14k550	100	新堤防	要	要			"	"		
350 (1)	"	出雲市大津町 ～船津町 (出雲市)	"	14k550～14k750	200	新堤防	要	要			"	"		
350 (2)	"	"	"	14k750～14k850	100	堤防高 堤防断面	A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"		
350 -1	"	出雲市船津町 (出雲市)	"	14k850～14k900	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"		
351	"	"	"	14k900～14k950	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"		
351 -1	"	"	"	14k950～15k100	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"		
351 -2	"	"	"	15k100～15k300	200	堤防高 堤防断面	A B	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"		

直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	担当 県事務	担当 場所
			左右岸	距離標	延長(m)								
351-3	〃	〃	〃	15k300～15k550	250	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
351-4	斐伊川	出雲市船津町 (出雲市)	左	15k550～15k700	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	出雲 県土 整備 所	〃
353	〃	〃	〃	15k700～16k300	600	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
353-1	〃	出雲市船津町 ～上島町 (出雲市)	〃	16k300～16k500	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
353-2	〃	出雲市上島町 (出雲市)	〃	16k500～16k700	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
353-4	〃	〃	〃	17k050～17k150	100	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
353-5	〃	〃	〃	17k150～17k250	100	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
						堤防断面	B		断面不足	〃			
353-6	〃	〃	〃	17k250～17k300	50	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
354	〃	〃	〃	17k300～17k450	150	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
354-2	〃	〃	〃	18k600～18k700	100	漏水	A	A	漏水(動水勾配)	月の輪	〃	〃	〃
356	〃	〃	〃	18k700～18k750	50	漏水	A	A	漏水(動水勾配)	月の輪	〃	〃	〃
356-1	〃	〃	〃	18k750～18k800	50	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
						漏水	A		漏水	月の輪			
356-1 (1)	斐伊川	出雲市上島町 (出雲市)	左	18k800～18k900	100	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	平田 出張所	出雲 県土 整備 所	〃
						法崩れ・すべり 漏水	A		法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪			
356-6	〃	〃	〃	18k900～19k100	200	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
						堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	A		断面不足 法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪			
356-7	〃	〃	〃	19k100～19k900	800	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
						法崩れ・すべり 漏水	A		法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪			
356-2	〃	〃	〃	19k900～20k050	150	法崩れ・すべり 漏水	A	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	〃	〃	〃
						漏水	A		漏水	月の輪			
356-3	〃	〃	〃	20k050～20k200	150	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
						法崩れ・すべり 漏水	A		法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪			
356-4	〃	〃	〃	20k200～20k800	600	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
356-4 (1)	〃	〃	〃	20k800～20k850	50	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	〃	〃	〃
						漏水	A		漏水	月の輪			
356-4 (2)	〃	〃	〃	20k850～21k050	200	漏水	A	〃	漏水	月の輪	〃	〃	〃
						〃	〃		〃	〃			
356-5	〃	〃	〃	21k050～21k100	50	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
						堤防断面 漏水	A		断面不足 漏水	月の輪			
357	〃	〃	〃	21k100～21k200	100	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	〃	〃	〃
						堤防断面 漏水	A		高さ不足 断面不足 漏水	裏シート張り 月の輪			
357 (1)	斐伊川	出雲市上島町 (出雲市)	左	21k200～21k250	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう 〃	平田 出張所	出雲 県土 整備 所	〃

直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 務 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)								
357-1	"	"	"	21k250~21k350	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
357-4	"	"	"	21k350~21k600	250	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"
357-2	"	"	"	21k600~21k650	50	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"
						漏水	B		漏水	月の輪			
357-3	"	"	"	21k650~21k900	250	漏水	B	B	漏水	月の輪	"	"	"
						漏水	B		漏水	月の輪			
358	"	出雲市上島町～雲南市三刀屋町伊萱(出雲市、雲南市)	"	21k900~22k550	650	漏水	B	B	漏水	月の輪	"	"	"
358-1	"	"	"	22k550~22k700	150	漏水	B	B	漏水	月の輪	"	"	"
358-2	"	"	"	22k700~23k350	650	堤防断面	B	A	断面不足	積土のう	"	"	"
						法崩れ・すべり	A		法崩れ・すべり	裏シート張り			
361	"	雲南市三刀屋町伊萱(雲南市)	"	23k350~23k400	50	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	"	"	雲南 県土 整備 事務 所
						堤防断面	B		断面不足	"			
361-1	"	"	"	23k400~23k450	50	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
361-2	"	"	"	23k450~23k550	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
364	斐伊川	雲南市三刀屋町伊萱(雲南市)	左	24k450~25k100	650	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	雲南 県土 整備 事務 所	南 備 所
						堤防断面	B		断面不足	"			
364-1	"	"	"	25k100~25k150	50	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
364-2	"	"	"	25k150~25k300	150	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
365	"	"	"	25k300~25k525	225	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
365-1	"	雲南市三刀屋町給下(雲南市)	"	25k825~25k900	75	堤防高	B	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
365-2	"	"	"	25k900~25k950	50	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
366	"	"	"	25k950~26k050	100	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
366-1	"	雲南市三刀屋町下熊谷(雲南市)	"	26k050~26k125	75	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
366-2	"	"	"	26k125~26k175	50	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	A		断面不足	"			
366-3	"	"	"	26k175~26k235	60	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
366-4	"	"	"	26k235~26k300	65	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
367	斐伊川	雲南市三刀屋町下熊谷(雲南市)	左	26k300~26k400	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田 出張所	雲南 県土 整備 事務 所	南 備 所
						堤防断面	B		断面不足	"			
367-1	"	"	"	26k400~26k650	250	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
						堤防断面	B		断面不足	"			
367-2	"	"	"	26k650~26k900	250	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
						法崩れ・すべり	B		法崩れ・すべり	裏シート張り			
368	"	"	"	26k900~26k950	50	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
368-1	"	"	"	26k950~27k500	550	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"
						法崩れ・すべり	B		法崩れ・すべり	裏シート張り			
368-2	"	"	"	27k500~27k675	175	堤防断面	B	B	断面不足	積土のう	"	"	"
						法崩れ・すべり	B		法崩れ・すべり	裏シート張り			

直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
368-3	"	"	"	27k675～27k900	225	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"	"
369	"	"	"	27k900～27k950	50	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"	"
369-1	"	雲南市木次町下熊谷 (雲南市)	"	27k950～28k150	200	堤防断面 法崩れ・すべり	B	B	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"	"
369-2	"	"	"	28k150～28k200	50	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"	"
372-2	"	"	"	28k350～28k500	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
372-3	斐伊川	雲南市木次町下熊谷 (雲南市)	左	28k500～28k630	130	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平 田 出 張 所	雲 南 出 張 所	雲 南 土 務 出 張 所	雲 南 土 務 出 張 所
372-4	"	"	"	28k630～28k660	30	堤防高 堤防断面	B	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
373	"	"	"	28k660～28k890	230	堤防高 堤防断面	B	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
373-1	"	"	"	28k890～28k950	60	堤防断面	A	A	断面不足	積土のう	"	"	"	"
373-2	"	"	"	29k150～29k265	115	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
375	"	出雲市島村町 (出雲市)	右	0k500～ 0k850	350	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	出 雲 出 張 所	雲 南 土 務 出 張 所	雲 南 土 務 出 張 所
375(1)	"	"	"	0k950～1k050	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
375-1	"	"	"	1k150～ 1k350	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
375-2	"	"	"	1k350～ 1k500	150	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
378	"	"	"	1k500～ 1k530	30	堤防高 堤防断面 旧川跡	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
379	"	"	"	1k530～ 1k650	120	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
379-1	斐伊川	出雲市島村町 (出雲市)	右	1k650～ 1k675	25	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	平 田 出 張 所	出 雲 出 張 所	雲 南 土 務 出 張 所	雲 南 土 務 出 張 所
379-2	"	"	"	1k675～ 1k680	5	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380(1)	"	"	"	1k680～ 1k750	70	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
380(2)	"	"	"	1k750～ 1k900	150	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380(3)	"	"	"	1k900～ 2k100	200	堤防高 堤防断面	B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
380-1	"	"	"	2k100～ 2k300	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-2	"	"	"	2k300～ 2k500	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-8	"	"	"	2k500～ 2k700	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-3	"	"	"	2k700～ 2k800	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-4	"	"	"	2k800～ 2k900	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
380-5	"	"	"	2k900～ 3k100	200	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"

直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体) 出雲市島村町 (出雲市)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担当 出張所	担 当 担 事 務 出 張 所	県 当 所 土 整 備 所
			左右岸	距離標	延長(m)								
380-6	斐伊川	出雲市島村町 (出雲市)	右	3k100～ 3k255	155	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	平田	出雲	雲備
380-7	"	"	"	3k255～ 3k260	5	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"
382	"	"	"	3k260～ 3k900	640	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し	"	"	"
382-1	"	出雲市斐川町坂田 (出雲市)	"	3k900～ 4k075	175	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう " 木流し	"	"	"
382-2(1)	"	"	"	4k075～ 4k150	75	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	木流し	"	"	"
382-2(2)	"	"	"	4k150～ 4k175	25	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
382-2(3)	"	"	"	4k175～ 4k300	125	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
383	"	"	"	4k300～ 4k500	200	堤防高 法崩れ・すべり	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
384(1)	"	"	"	4k500～ 4k600	100	堤防高 法崩れ・すべり 旧川跡	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり	積土のう 裏シート張り	"	"	"
384(2)	"	"	"	4k600～ 4k650	50	堤防高 法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"
384-1(1)	斐伊川	出雲市斐川町坂田 (出雲市)	右	4k650～ 4k900	250	堤防高 法崩れ・すべり 漏水	B	B	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	平田	出雲	雲備
384-1(2)	"	"	"	4k900～ 5k000	100	法崩れ・すべり 漏水	B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
385-4	"	出雲市斐川町原鹿 (出雲市)	"	5k800～ 6k300	500	法崩れ・すべり	B	B	法崩れ・すべり	裏シート張り	"	"	"
385-7	"	出雲市斐川町鳥井 (出雲市)	"	8k630～ 8k880	250	法崩れ・すべり 漏水	B	A	法崩れ・すべり 漏水	木流し・裏シート張り 月の輪	"	"	"
386-1(4)	"	出雲市斐川町鳥井 ～名島 (出雲市)	"	10k250～11k000	750	法崩れ・すべり 漏水	B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
387-1	"	出雲市斐川町名島 (出雲市)	"	11k300～11k700	400	法崩れ・すべり 漏水	B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
387-2	"	出雲市斐川町併川 ～求院 (出雲市)	"	12k350～12k800	450	法崩れ・すべり 漏水	B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
389	"	出雲市斐川町出西 (出雲市)	"	13k700～13k800	100	旧川跡	要	要			"	"	"
390	"	"	"	14k300～14k350	50	旧川跡	要	要			"	"	"
390-1	"	"	"	14k350～14k450	100	旧川跡	要	要			"	"	"
391-1	"	"	"	15k000～15k080	80	法崩れ・すべり 漏水	B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"
392	斐伊川	出雲市斐川町出西 (出雲市)	右	15k080～15k100	20	法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	B	B	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	平田	出雲	雲備
392-1	"	"	"	15k100～15k160	60	堤防高 法崩れ・すべり 漏水 旧川跡	A	B	高さ不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"

直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
392-2	"	"	"	15k160~15k200	40	堤防高 旧川跡	A A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
392-3	"	"	"	15k200~15k450	250	堤防高	A A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
392-4	"	"	"	15k450~15k500	50	堤防高 堤防断面	A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
393	"	"	"	15k500~16k500	1,000	堤防高 堤防断面	A A	A	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
394	"	"	"	16k500~16k600	100	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
394-1	"	"	"	16k600~16k680	80	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B B A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう " 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
394-2	"	"	"	16k680~16k900	220	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
394-3	"	"	"	16k900~17k080	180	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
395-1	斐伊川	出雲市斐川町出西 (出雲市)	右	17k080~17k150	70	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	平 田 出 張 所	出 事 出 張 所	雲 務 出 張 所	雲 備 出 張 所
395-2	"	"	"	17k150~17k250	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
395-3(1)	"	"	"	17k250~17k350	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
395-3(2)	"	"	"	17k350~17k450	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
396	"	"	"	17k450~17k550	100	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
396-1	"	"	"	17k550~17k650	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
397	"	"	"	17k650~17k750	100	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
398(1)	"	出雲市斐川町阿宮 (出雲市)	"	17k750~17k800	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"
398(2)	"	"	"	17k800~17k850	50	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり	積土のう " 木流し・裏シート張り	"	"	"	"
398-1	"	"	"	17k850~18k100	250	堤防断面 法崩れ・すべり	B A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り	"	"	"	"
398-2	"	"	"	18k100~18k300	200	堤防断面 法崩れ・すべり 水衝・洗掘	B A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 水衝・洗掘	積土のう 木流し・裏シート張り 木流し	"	"	"	"
398-3(1)	斐伊川	出雲市斐川町阿宮 (出雲市)	右	18k300~18k600	300	堤防断面 法崩れ・すべり	B A	A	断面不足 法崩れ・すべり	積土のう 木流し・裏シート張り	平 田 出 張 所	出 事 出 張 所	雲 務 出 張 所	雲 備 出 張 所
398-3(2)	"	"	"	18k600~18k900	300	堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
398-5	"	"	"	18k900~19k100	200	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B B A A	A	高さ不足 断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう " 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
398-6(1)	"	"	"	19k100~19k300	200	堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
398-6(2)	"	"	"	19k300~19k500	200	堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B A A	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
398-4	"	"	"	19k500~19k700	200	堤防高	A	A	高さ不足	積土のう	"	"	"	"

直轄河川重要水防箇所

斐伊川水系斐伊川

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
399	"	"	"	19k700～19k790	90	堤防高 堤防断面	A B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 積土のう	"	"	"	"
400	"	"	"	19k790～19k900	110	堤防高 堤防断面	A B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 積土のう	"	"	"	"
400 -1	"	"	"	19k900～20k150	250	堤防高 堤防断面	A B	A	高さ不足 断面不足	積土のう 積土のう	"	"	"	"
400 -2	"	"	"	20k500～20k700	200	法崩れ・すべり 漏水	A B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
403	斐伊川	出雲市斐川町阿宮 (出雲市)	右	20k700～20k750	50	法崩れ・すべり 漏水	A B	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	平 田 出 張 所	出 事 出 張 所	雲 務 出 張 所	雲 備 所
403 -1	"	"	"	20k750～20k850	100	堤防断面 法崩れ・すべり 漏水	B A B	A	断面不足 法崩れ・すべり 漏水	積土のう 裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
403 -2	"	"	"	20k850～21k300	450	法崩れ・すべり 漏水	A A	A	法崩れ・すべり 漏水	裏シート張り 月の輪	"	"	"	"
403 -3	"	"	"	21k350～21k650	300	堤防高	B	B	高さ不足	積土のう	"	"	"	"
403 -4	"	"	"	21k650～21k700	50	堤防高 堤防断面	B B	B	高さ不足 断面不足	積土のう "	"	"	"	"

直轄河川重要水防箇所調書

斐伊川水系放水路（神戸川）

番号	河川名	地先名 (水防管理団体)	区 間			種別	区分	重要度	重要理由	水防工法	担 当 出 張 所	担 事 出 張 所	県 務 出 張 所	当 所
			左右岸	距離標	延長(m)									
601	神戸川	出雲市大島町 (出雲市)	左	4K475～4K500	25	新堤防	要	要			出 河 事 務	雲 川 所 務	出 雲 出 事 務	雲 備 所
617	"	出雲市東園町 (出雲市)	右	4K475～4K500	25	新堤防	要	要			"	"	"	"
618 -2	"	出雲市高松町 (出雲市)	"	6k800～6k875	75	新堤防	要	要			"	"	"	"
625	"	出雲市馬木町 (出雲市)	"	9K600～10K000	400	新堤防	要	要			"	"	"	"

イ. 島根県関係（出雲県土整備事務所）〔平成27年度島根県水防計画より〕

(2) 県管理河川

種 別	重 要 度		
	A	B	C
河 積	通水断面の不足によって例年水があふれる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、上端幅も狭いもの。（一般的に刃堤といわれるもので堤防断面積あるいは天端幅が、計画の2分の1以下のもの）	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもの。（一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面積が計画の3分の2以下の区間）	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足して、上端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面の崩れ、急激な沈下等の実績があつてなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面の崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面の崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面の崩れのおそれがある箇所。
水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は堤防の決壊寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が深掘れされ堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損して危険の生ずることが予想される箇所。	
背 水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水があふれる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3～5年に1回以上水があふれる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工 事	諸事情によって、出水中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

(3) 水防出雲支部

番 号	河川名	位 置	左 右 岸	延 長	種 別	重 要 度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
出- 1	高瀬川	出雲市斐川町上庄原	左	800 m	河 積	A	河積不足	積土のう工	出雲市
出- 2	"	"	右	800	"	A	"	"	"
出- 3	平田船川	出雲市西郷町	左	700	"	A	"	"	"
出- 4	"	"	右	700	"	A	"	"	"
出- 5	湯谷川	出雲市平田町～美談町	左	3,800	"	B	"	"	"
出- 6	"	"	右	3,800	"	B	"	"	"
出- 7	境 川	出雲市鹿園寺町	右	180	堤防断面	B	断面不足	杭打積土のう工	"
出- 8	宇那手川	出雲市船津町	右	200	河 積	A	河積不足	積土のう工	"
出- 9	神戸川	出雲市乙立町向名	左	500	堤体強度	B	強度不足	積土のう工 シート張工	"
出- 10	新内藤川	出雲市大社町中荒木～松寄下町	左	2,600	河 積	A	河積不足	積土のう工	"
出- 11	"	"	右	2,600	"	A	"	"	"
出- 14	"	出雲市高岡町～枝大津町	左	1,000	"	A	"	"	"
出- 15	"	"	右	1,000	"	A	"	"	"
出- 16	赤 川	出雲市塩冶町	左	550	"	A	"	"	"
出- 17	"	"	右	550	"	A	"	"	"
出- 20	塩冶赤川	出雲市高松町～白枝町	左	1,600	"	A	"	"	"
出- 21	"	"	右	1,600	"	A	"	"	"
出- 22	十間川	出雲市神西沖町	右	200	河 積	A	河積不足	"	"
出- 23	"	出雲市知井宮町	右	200	"	A	"	"	"
出- 24	"	出雲市芦渡町～下古志町	左	2,200	"	B	"	"	"
出- 25	九景川	出雲市東神西町	右	400	堤防断面	A	断面不足	"	"
出- 26	"	"	左	700	河 積	A	河積不足	"	"
出- 27	"	"	右	700	"	A	"	"	"

番 号	河川名	位 置	左右岸	延 長	種 別	重 要 度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
出- 28	小田川	出雲市多伎町小田	右	100	河 積	B	河積不足	積土のう工	出雲市
出- 29	堀 川	出雲市里方町	左	1,200	〃	A	〃	〃	〃
出- 30	新 川	出雲市西林木町	右	200	〃	A	〃	〃	〃
出- 31	午頭川	出雲市荒茅町	左	950	〃	A	〃	〃	〃
出- 32	〃	〃	右	950	〃	A	〃	〃	〃
出- 33	常楽寺川	出雲市西神西町～湖陵町	左	1,000	〃	B	〃	〃	〃
出- 34	〃	〃	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
出- 35	保知石川	出雲市神門町～知井宮町地内	左	500	〃	A	〃	〃	〃
出- 36	〃	〃	右	500	〃	A	〃	〃	〃
計		32箇所		33,780					

第5. 水防上重要な堰・樋門・水門一覧

1. 堰

河川名	名称	位置	高さ	長さ	施設管理者	連絡先	門数	備考
斐伊川	斐伊川放水路分流堰	大津町	1.90	36.60	国土交通省	0853 21-1850	5	
神戸川	神戸堰	下古志町	3.05	39.00	国土交通省	0853 21-1850	4	
新内藤川	矢野第1揚水機場取水樋門	矢野町	0.35	7.00			1	手動転倒堰
新内藤川	矢野第2揚水機場取水樋門	矢野町	0.35	7.00			1	手動転倒堰
新内藤川	井原揚水機場取水樋門	白枝町	0.35	10.50			1	手動転倒堰
稗原川	朝山2番自動堰	朝山町	1.25	19.00			1	自動堰
稗原川	朝山3番自動堰	朝山町	1.50	15.00			1	自動堰
堀川	矢尾揚水機場取水樋門	矢尾町	0.35	9.80			1	手動転倒堰
十間川	差海川堰	湖陵町	2.60	7.50	島根県	0853 30-5650	1	自動堰1号
常楽寺川	常楽寺川自動堰	西神西町	1.00	11.50			1	自動堰
小境川	乙井手堰	小境町	0.30	5.00			1	手動転倒堰
境川	関山堰	鹿園寺町	1.30	8.00			1	手動転倒堰
伊野川	樋ノ口水門	野郷町	1.00	7.00			1	手動転倒堰
伊野川	寿泉寺水門	野郷町	1.00	7.00			1	手動転倒堰
伊野川	古屋敷水門	野郷町	1.00	7.00			1	手動転倒堰
伊野川	湯屋谷水門	野郷町	1.00	7.00			1	手動転倒堰
伊野川	井手の上水門	野郷町	1.00	8.00			1	手動転倒堰
新建川	三井堰	斐川町直江	1.92	16.50			1	自動堰
新建川	新建川堰	斐川町莊原	1.50	22.50			1	電動堰
五右衛門川	手銭堰	斐川町富村	1.00	1.50			1	自動堰
五右衛門川	深田堰	斐川町福富	1.60	10.80			1	自動堰
五右衛門川	漆治堰	斐川町直江	1.60	10.20			1	電動堰
五右衛門川	原の垣堰	斐川町中洲	1.50	10.80			1	自動堰
五右衛門川	折返し堰	斐川町黒目	1.50	19.30			1	自動堰
新川	島田堰	斐川町原鹿	1.50	8.30			1	自動堰
新川	大樋堰	斐川町三分市	1.50	9.80			1	自動堰
網場川	相場堰	斐川町美南	1.00	3.50			1	自動堰
網場川	網場堰	斐川町中洲	1.00	3.50			1	自動堰

河川名	名称	位置	高さ	長さ	施設管理者	連絡先	門数	備考
羽根川	武部東水門	斐川町三絡	1.00	1.50			1	手動
羽根川	武部西水門	斐川町三絡	1.50	3.50			1	手動
羽根川	羽根水門	斐川町三絡	1.50	3.50			1	手動
新石川	綿田原水門	斐川町学頭	1.15	7.65			1	自動堰
万蔵寺川	吉田屋堰	斐川町黒目	0.78	9.30			1	自動堰
高瀬川	荒屋堰	斐川町沖洲	0.40	5.40			2	手動

2. 樋門・水門

河川名	位置	種別	位置	高さ×幅 径	門数	操作 種類	管理者	操作担当者	連絡先	施設名
	町									
宍道湖	斐川町荘原	樋門	右岸	2.09×2.75	1	電動	出雲市			荘原新田下排水樋門
宍道湖	斐川町荘原	樋門	右岸	3.00×3.00	1	電動	出雲市			新川中央排水樋門
宍道湖	斐川町三分市	樋門	右岸	2.50×2.75	1	電動	出雲市			新三分市排水樋門
宍道湖	斐川町坂田	樋門	右岸	1.57×1.65	1	電動	出雲市			新左岸排水樋門
宍道湖	鹿園寺町	樋門	左岸	1.0×1.0	1	電動	国土交通省 (出雲市)			鹿園寺第2排水樋門
宍道湖	鹿園寺町	樋門	左岸	径0.80	1	手動	国土交通省 (出雲市)			鹿園寺第1排水樋門
宍道湖	園町	樋門	左岸	2.3×2.0	3	電動	出雲市 (布碕土地改良区)			北船川排水樋門
宍道湖	平田町	樋門	左岸	2.8×3.0	2	電動	国土交通省 (出雲市)			論田川河口樋門
宍道湖	出島町	樋門	左岸	0.6×1.5	1	手動	出雲市			出島排水機場附帯樋門
斐伊川	島村町	樋門	右岸	0.7×0.5	1	手動	出雲市			島村樋
斐伊川	灘分町	樋門	左岸	0.8×0.8	1	手動	出雲市			灘分樋
斐伊川	美談町	樋門	左岸	0.8×0.8	1	手動	出雲市			国富樋
斐伊川	西代町	樋門	左岸	0.9×1.8	1	手動	出雲市			浜井手樋
斐伊川	西代町	樋門	左岸	0.9×1.9	1	手動	出雲市			竿井手樋
斐伊川	西代町	樋門	左岸	0.5×0.6	1	手動	出雲市			三箇村樋
斐川川	斐川町今在家	樋門	右岸	1.20×1.20	2	電動	出雲市			斐川統合樋門
斐伊川	東林木町	樋門	左岸	0.46×0.55	1	手動	出雲市			登立樋門
斐伊川	武志町	樋門	左岸	径 250	1	手動	出雲市			砂樋門
斐伊川	武志町	樋門	左岸	径 250	1	手動	出雲市			新田樋門
斐伊川	武志町	樋門	左岸	0.65×0.6	1	電動	出雲市外1市2町 斐伊川水利組合			武志大樋門
斐伊川	斐川町併川	樋門	右岸	0.70×0.62	2	電動	出雲市			神立樋門
斐伊川	斐川町求院	樋門	右岸	0.80×0.80	1	電動	出雲市			鳥越樋門
斐伊川	大津町	樋門	左岸	0.62×0.92	1	手動	出雲市			町上樋門
斐伊川	大津町	樋門	左岸	径 800	1	電動	出雲市			畑田樋門
斐伊川	大津町	樋門	左岸	2.4×3.6	2	電動	出雲市外1市2町 斐伊川水利組合			来原岩樋門

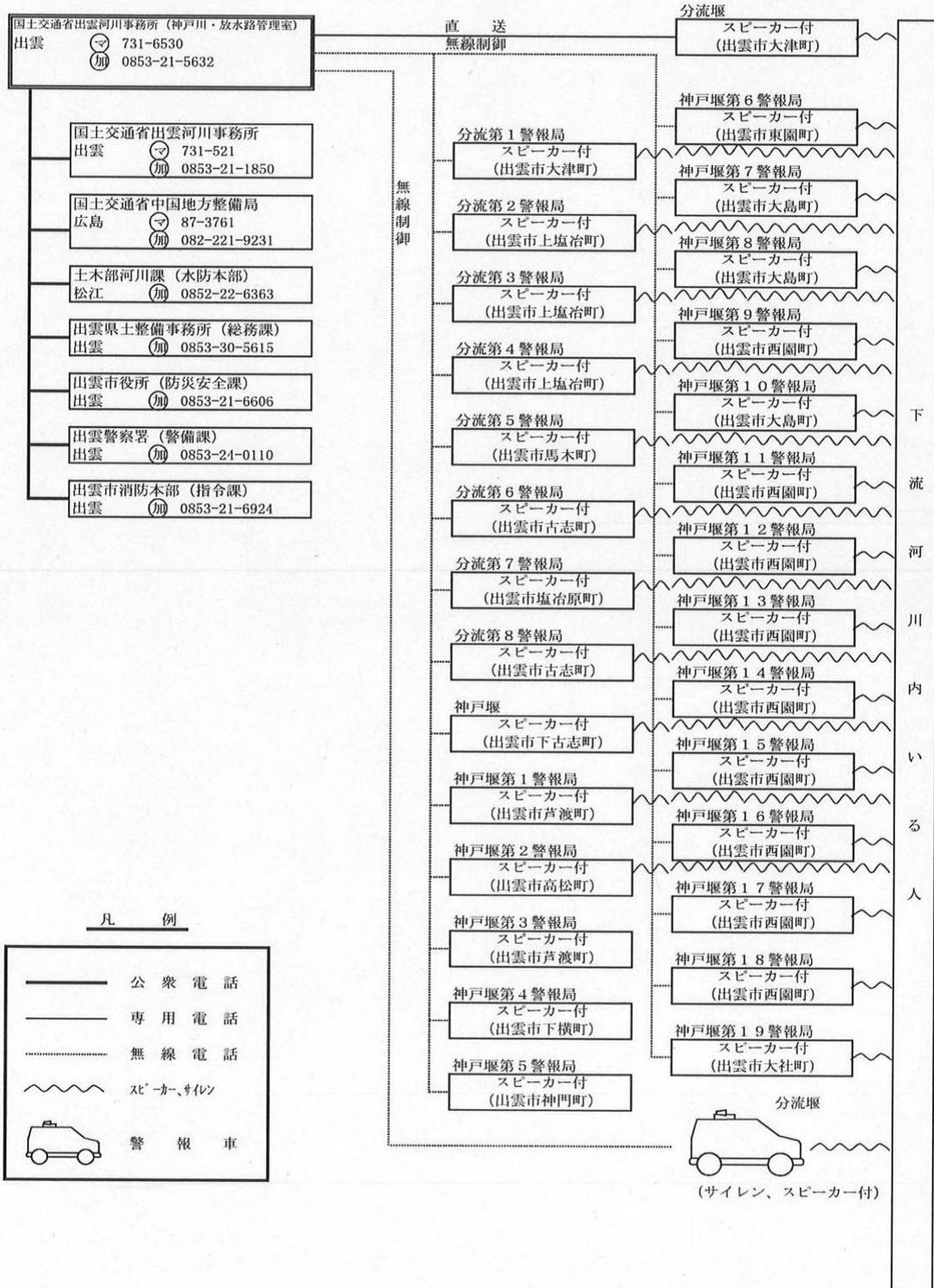
河川名	位置	種別	位置	高さ×幅 径	門数	操作 種類	管理者	操作担当者	連絡先	施設名
	町									
斐伊川	大津町	水門		1.75×2.1		電動	出雲市外1市2町 斐伊川水利組合			居越水門
斐伊川	大津町	水門	左岸	4.8×2.4	2	電動	国土交通省 (出雲市)			宇那手川1号排水 門
放水路	大津町	水門	左岸	3.2×5.7	3	電動	国土交通省 (出雲市)			宇那手川2号排水 門
斐伊川	斐川町出西	樋門	右岸	1.6×1.6	2	電動	出雲市			右岸頭首工
斐伊川	斐川町出西	樋門	右岸	2.8×2.7	1	電動	出雲市			出西岩樋門
斐伊川	斐川町阿宮	樋門	右岸	1.5×2.5	1	手動	出雲市			下阿宮樋門
斐伊川	上島町	樋門	左岸	1.5×2.5	1	手動	出雲市			上島統合樋門
平田船川	西郷町	水門		1.5×6.5	1	電動	出雲市			西郷水門
平田船川	平田町	水門		2.5×2.0	2	電動	出雲市 (中央土地改良区)			中の島新田排水 機場附帯樋門
平田船川	平田町	樋門		2.0×2.0	1	電動	島根県 (出雲市)			
平田船川	西平田町	樋門		1.5×1.5	1	電動	島根県 (出雲市)			
平田船川	西平田町	樋門		3.1×3.0	2	電動	島根県 (出雲市)			
平田船川	平田町	排水 機場		径0.8 径1.2 径0.4	2台 1台 1台		出雲市 (中央土地改良区)			中の島新田排水 機場
平田船川	平田町	水門		3.6×3.6	3	電動	出雲市			平田船川背割堤 水門
平田船川	平田町	水門		4.2×3.2 4.0×5.7	8 2	電動	出雲市			平田船川水門
平田船川	平田町	排水 機場		径1.5	3		出雲市			平田船川排水機 場
湯谷川	平田町	水門		6.0×17.3	2	電動	島根県 (出雲市)			湯谷川水門
湯谷川	平田町	排水 機場		径1.2	2	電動	島根県 (出雲市)			湯谷川排水機場
水谷川	本庄町	水門		1.0×3.4	1	手動	出雲市			本庄大水門
東郷川	上岡田町	水門		1.5×3.8	1	手動	出雲市			廻田橋水門
東郷川	上岡田町	水門		1.5×3.5	1	手動	出雲市			槇田水門
北船川	園町	水門		1.5×1.8	2	手動	出雲市			
北船川	園町	排水 機場		径0.7 径0.25	1 1		布崎土地改良区			
論田川	平田町	水門		2.0×2.49 2.0×2.01	1 2	電動	出雲市			
論田川	平田町	排水 機場		径0.6 径0.8	1 1		斐伊川以北 土地改良区			
新建川	斐川町神氷	水門		0.4×2.5	1	手動	出雲市			氷室第2水門
新建川	斐川町出西	水門		0.4×2.5	1	手動	出雲市			氷室第1水門
新建川	斐川町荘原	樋門	左岸	3.5×5.0	1	手動	出雲市			舟川排水樋門
十四間川	斐川町黒目	樋門	左岸	2.5×4.0	1	電動	出雲市			新中央排水樋門
十四間川	斐川町黒目	樋門	右岸	2.5×2.75	1	電動	出雲市			新中洲排水樋門
十四間川	斐川町沖洲	樋門	右岸	2.6×4.0	1	電動	出雲市			新右岸排水樋門
古内藤川	八島町	樋門		0.7×4.78	2	電動	出雲市			八島揚水機場付 帯樋門
三谷川	大津町	樋門		3.0×3.0	1	手動	出雲市土地改良区			船津排水機場排 水樋門

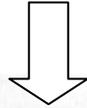
河川名	位置	種別	位置	高さ×幅 径	門数	操作 種類	管理者	操作担当者	連絡先	施設名
	町									
新田川	上島町	樋門		2.35×4.75	3	電動	出雲市			上島新田川排水 機場付帯樋門
十間川	古志町	水門		1.55×2.7	1	手動	出雲市			山崎大水門
九景川	東神西町	水門		1.68×1.8	1	電動	出雲市			東神西大水門
新内藤川	大社町串荒木	樋門		2.2×7 2.4×7	4	電動	出雲市			新内藤川排水樋 門
新内藤川	西園町	ポン プ場	左岸	径1.8	1	ガスター ビン	国土交通省	出雲 河川事務所	21-1850	新内藤川排水機 場
午頭川	西園町	ポン プ場	左岸	径1.0	2	デー ゼル	国土交通省	出雲 河川事務所	21-1850	新内藤川排水機 場
新内藤川	大社町串荒木	水門		22.15×4.1 上段 22.15×4.15 下段	2	電動	国土交通省	出雲 河川事務所	21-1850	新内藤川水門
午頭川	西園町	水門		20.6×3.85	1	電動	国土交通省	出雲 河川事務所	21-1850	午頭川水門
堀川	大社町壘堰	水門		1.48×11.6	4	電動	出雲市			入南大水門
新建川	斐川町莊原	水門	左岸	1.5×1.5	2	手動	出雲市			若宮樋門
五右衛門 川	斐川町直江	水門	左岸	2.25×2.5	1	電動	出雲市			中部小学校北排 水門
五右衛門 川	斐川町黒目	水門		2.5×17.25	2	電動	出雲市			白鳥水門
十四間川	斐川町沖洲	水門	右岸	3.5×3.5	1	手動	出雲市			沖洲舟通し水門
十四間川	斐川町沖洲	水門	左岸	3.5×4.0	1	電動	出雲市			黒目舟通し水門
左岸集水 川	斐川町沖洲	水門	左岸	4.7×1.7	3	電動	出雲市			左岸集水川調整 水門
莊原新田 集水川	斐川町莊原	堰		0.52×5.00	1	(自動転 倒)手動	出雲市			莊原新田集水川 調整水門
斐伊川	斐川町阿宮	樋門	右岸	4.9×3.2	2	電動	国土交通省 (出雲市)			海崎樋門
斐伊川	斐川町阿宮	樋門	左岸	2.6×5.5	2	電動	国土交通省 (出雲市)			下阿宮排水樋門
斐伊川	上島町和久輪	樋門	左岸	1.7×2.2	1	自動	国土交通省			和久輪樋門
神戸川	大社町中荒木	水門	右岸	1.5×1.5	1	電動	国土交通省 (出雲市)			湊原排水門
神戸川	西園町	水門	左岸	径1.8	1	電動	国土交通省 (出雲市)			向原排水門
神戸川	西園町	水門	左岸	径1.8	1	電動	国土交通省 (出雲市)			下長浜排水門
神戸川	西園町	水門	左岸	径1.8	1	電動	国土交通省 (出雲市)			上長浜1号排水門
神戸川	西園町	水門	左岸	径2.0	1	電動	国土交通省 (出雲市)			上長浜2号排水門
神戸川	西園町	水門	左岸	径1.5	1	電動	国土交通省 (出雲市)			上長浜3号排水門
神戸川	大島町	水門	左岸	1.25×1.0	1	電動	国土交通省 (出雲市)			大島排水門
神戸川	芦渡町	樋門	左岸	1.75×2.0	1	電動	国土交通省 (出雲市)			古志排水門
神戸川	古志町	樋門	左岸	1.75×1.75	1	電動	国土交通省 (出雲市)			祇園排水門
神戸川	馬木町	水門	右岸	2.0×2.0	1	電動	国土交通省 (出雲市)			朝山1号排水門
稗原川	朝山町	樋門	右岸	1.5×1.25	1	電動	国土交通省 (出雲市)			朝山2号排水門
神戸川	所原町	樋門	左岸	2.00×1.60	1	電動	島根県	出雲市		知谷樋門
神戸川	所原町	樋門	右岸	2.60×2.80	1	電動	島根県	出雲市		桜樋門

河川名	位置	種別	位置	高さ×幅 径	門数	操作 種類	管理者	操作担当者	連絡先	施設名
	町									
神戸川	所原町	樋門	左岸	2.90×1.90	1	電動	島根県	出雲市		木村樋門
神戸川	所原町	樋門	右岸	1.80×1.80	1	電動	島根県	出雲市		宇和佐樋門
神戸川	乙立町	樋門	左岸	4.00×2.30	2	電動	島根県	出雲市		後谷川樋門
小野川	所原町	樋門	左岸	1.40×2.10	1	電動	島根県	出雲市		小野川樋門
十間川 (神西湖)	西神西町	樋門	左岸	2.2×2.3	1	電動	島根県			山田川樋門
十間川 (神西湖)	神西沖町	樋門	右岸	1.5×1.2	1	電動	島根県			外沢樋門
午頭川	荒茅町	樋門	右岸	1.5×3.1	1	電動	島根県			平泡川樋門

水防上重要な放水路・ダム

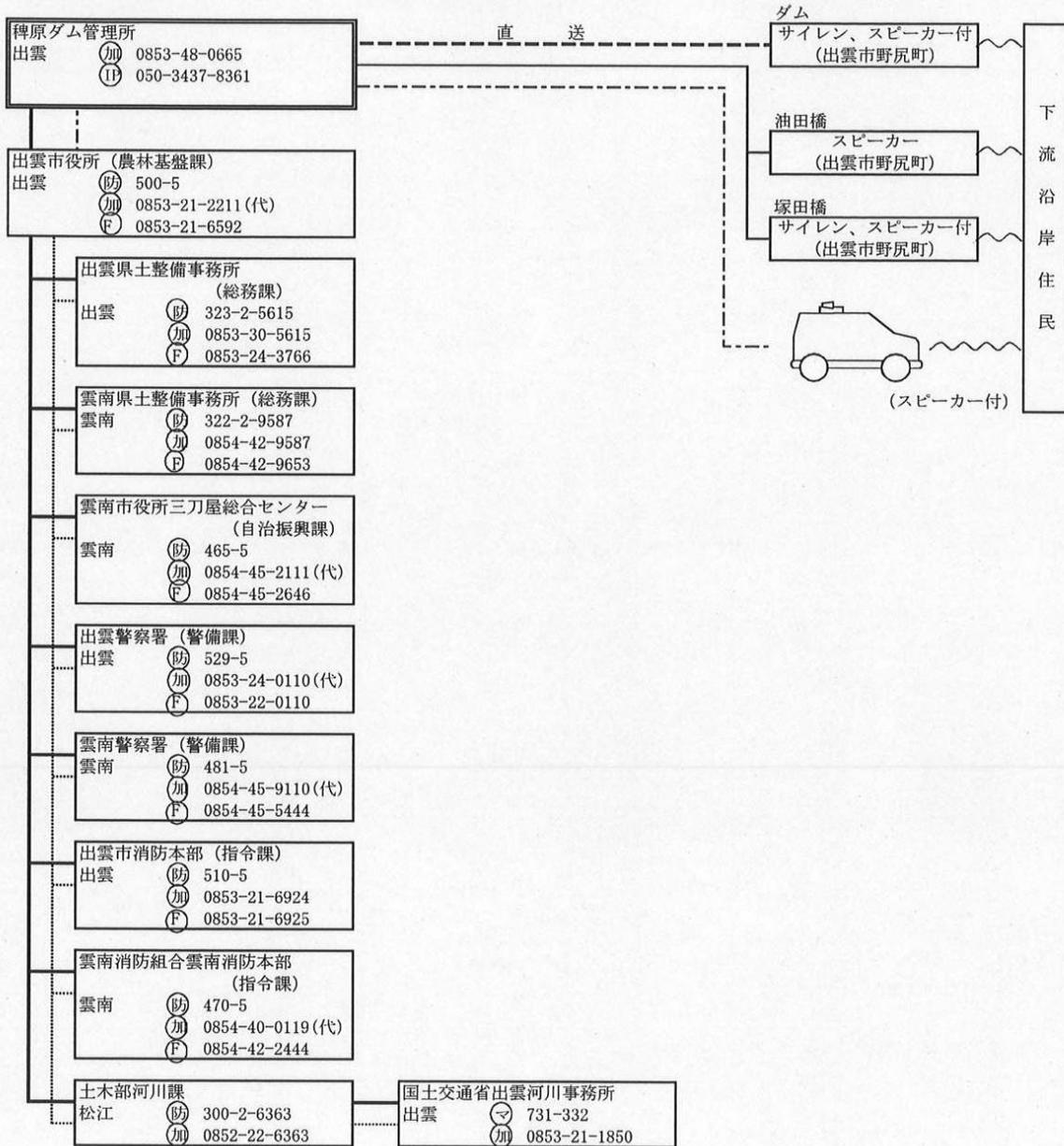
斐伊川放水路分流堰 (国土交通省)





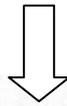
区分	名称		千本ダム	稗原ダム	塩田ダム	坂根ダム
	項目					
概要	水系		斐伊川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
	河川名		忌部川	稗原川	金谷川	室原川
	所在地		松江市 東忌部町	出雲市野尻町 ～雲南市三刀屋町	雲南市大東町	奥出雲町八川
	所管		松江市上下水道局	出雲市(産業観光部)	雲南市	(農林水産省 奥出雲町土地改良区受託管理)
	目的		上水道	かんがい	かんがい	かんがい
	型式		重力式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式
	連絡先		松江 (0852)55-4888	出雲 (0853)21-2211	雲南 (0854)40-1000	奥出雲 (0854)52-2112
堰堤	集水面積	km ²	15.36	4.55	1.25	3.9
	堤高	m	15.76	47.3	39.7	50.6
	堤頂長	m	109.09	117.0	88.0	157.0
	貯水時操作ゲート		なし	なし	なし	なし
	常時満水位	m	EL 48.79	EL 164.5	EL 311.9	EL 629.80
	洪水時満水位	m	EL 48.79	EL 166.5	EL 313.25	EL 629.80
	諸元					
総貯水容量	千m ³	387	1,210	310	790	
有効貯水容量	千m ³	379	1,090	272	670	
治水	制限水位	m				
	洪水調節容量	千m ³				
	計画高水量	m ³ /s				
	最大放流量	m ³ /s				

稗原ダム（出雲市）



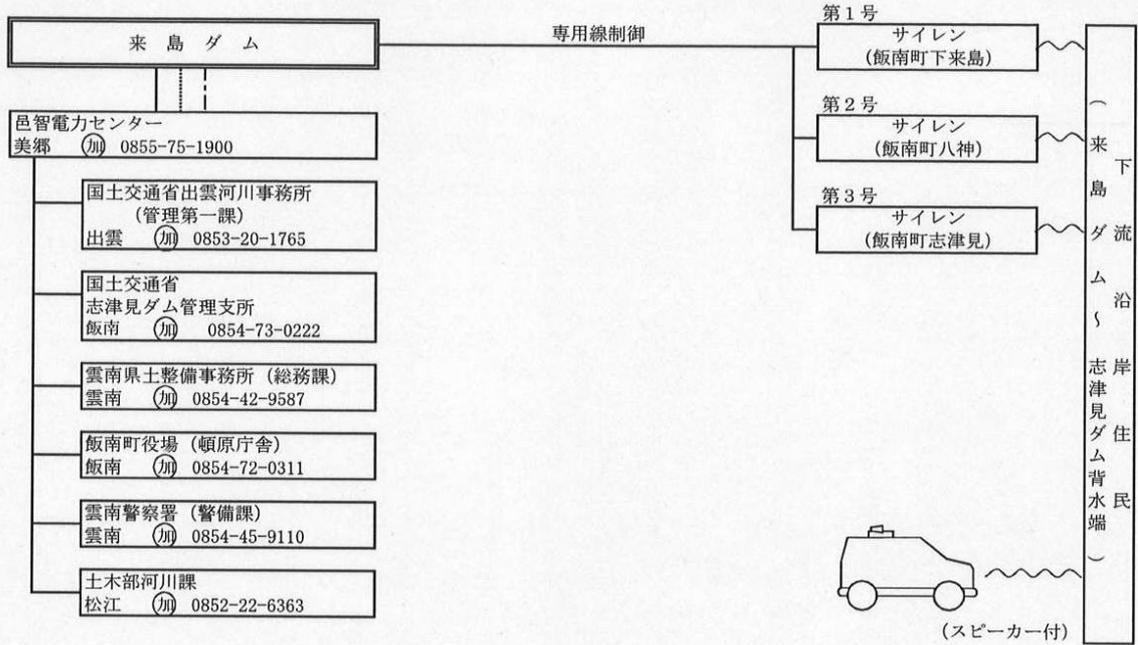
凡 例





区分	名 称項目	来島ダム	浜原ダム	周布川ダム	長見ダム	大谷ダム
概要	水系	斐伊川	江の川	周布川	周布川	斐伊川
	河川名	神戸川	江の川	周布川	周布川	大谷川
	所在地	飯南町下来島	美郷町信喜	浜田市 弥栄町小坂	浜田市長見町	松江市 東忌部町
	所管	中国電力	中国電力	中国電力	中国電力	松江市上下水道局
	目的	発電専用	発電専用	発電専用	発電専用	上水道
	型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式
	連絡先	美郷 (0855)75-1900	美郷 (0855)75-1900	浜田 (0855)23-7693	浜田 (0855)23-7693	松江 (0852)55-4888
堰堤貯水池諸元	集水面積 km ²	140.18	3,000.0	88.5	108.10(内周布川ダム分88.50)	3.96
	堤高 m	63.00	19.0	58.0	20.20	35.00
	堤頂長 m	250.87	361.4	147.0	57.50	101.00
	洪水時操作ゲート	ラジアルゲート 幅 11.20m 高さ 6.30m 3門	ローラーゲート 幅 14.0m 高さ 9.40m 12門	なし	ラジアルゲート 幅 6.0m 高さ 7.3m 4門	なし EL 137.50 EL 138.70 1,422 1,328
	常時満水位 m	EL 361.0	EL 65.0	EL 270.0	EL 116.5	
	洪水時満水位 m	EL 361.0	EL 64.9	EL 273.7	EL 116.5	
	総貯水容量 千m ³	23,470.0	11,200.0	10,173.0	358.9	
	有効貯水容量 千m ³	21,180.0	2,600.0	7,143.0	84.9	
治水	制限水位 m					
	洪水調節容量 千m ³					
	計画高水量 m ³ /s					
	最大放流量 m ³ /s					

来島ダム (中電)



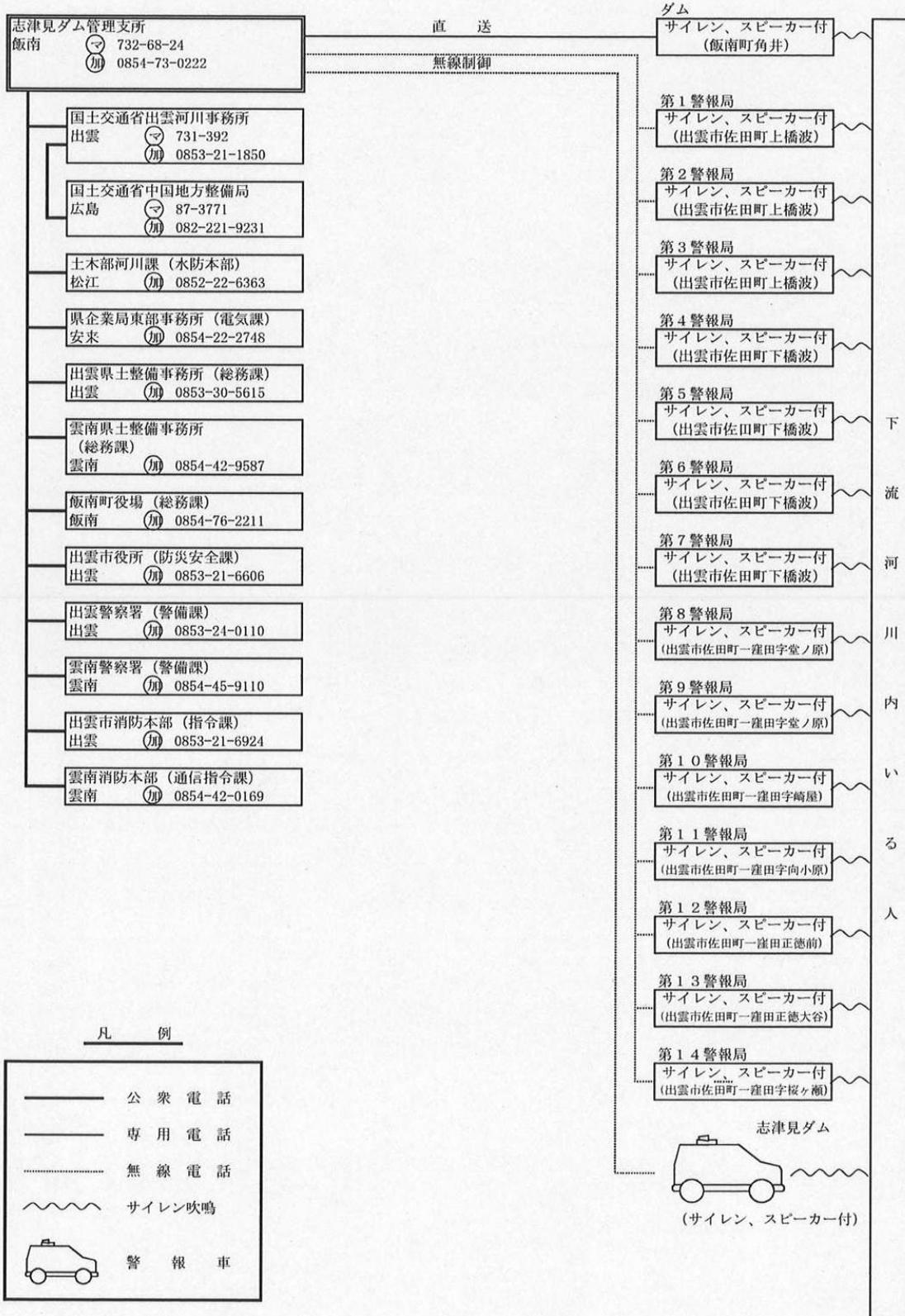
凡 例



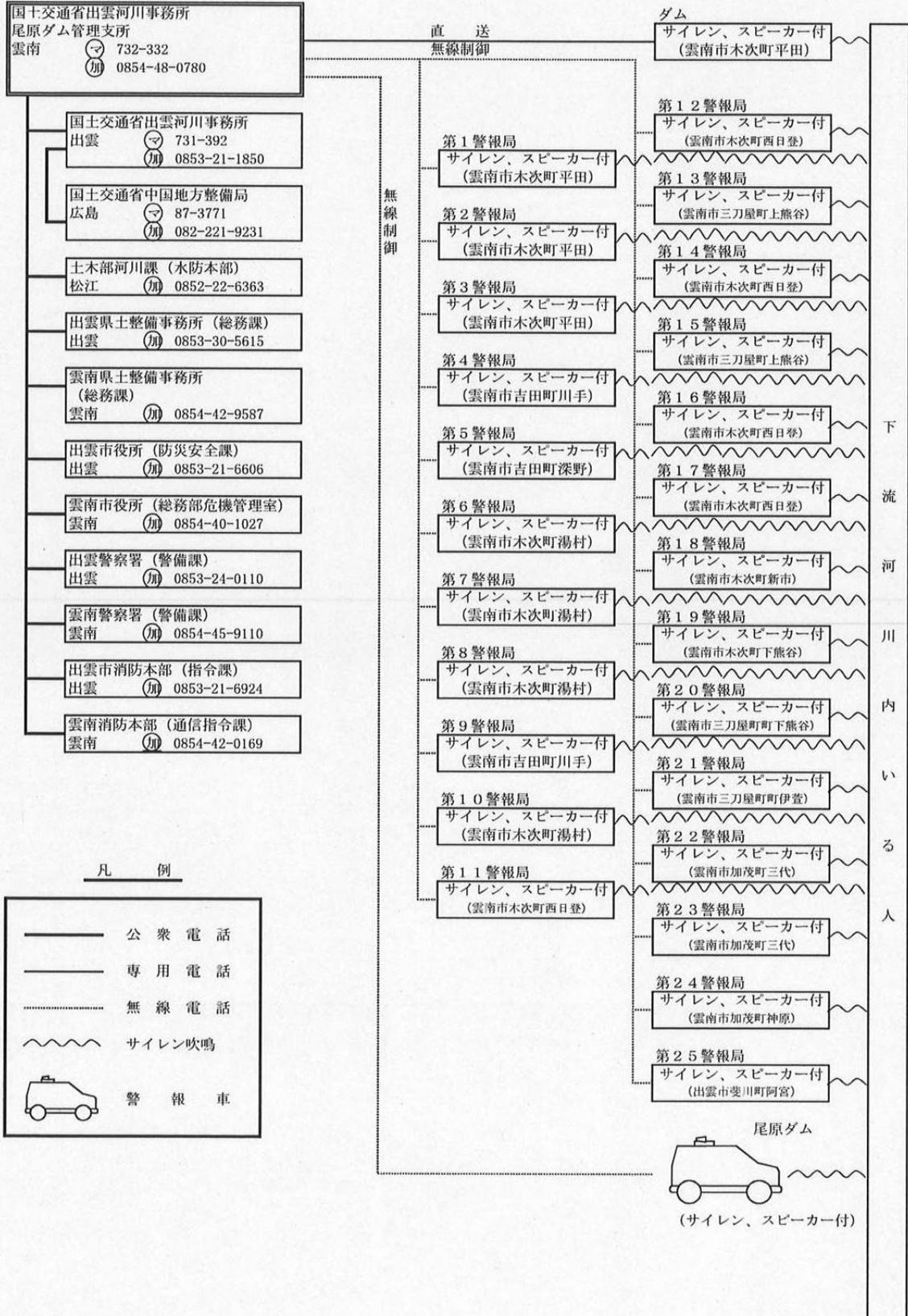


区分	名 称項目	津田川ダム	清瀧ダム	志津見ダム	尾原ダム	阿井川ダム
概要	水系	津田川	大原川	斐伊川	斐伊川	斐伊川
	河川名	津田川	江谷川	神戸川	斐伊川	阿井川
	所在地	益田市大草町	大田市久手町刺鹿	飯南町角井	雲南市木次町平田	奥出雲町河内
	所管	島根県(農林水産部)	島根県(農林水産部)	国土交通省	国土交通省	中国電力
	目的	防災	防災	洪水調節、河川環境の保全、工業用水、発電	洪水調節、河川環境の保全、水道用水	発電専用
	型式	重力式コンクリートダム	中心コア一型フィルダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	連絡先	益田 (0856)31-9625	大田 (0854)84-9753	志津見ダム管理支所 雲南(0854)73-0222	尾原ダム管理支所 雲南(0854)48-0780	出雲 (0853)21-6157
堰堤 貯水 池 諸元	集水面積 km ²	4.31	6.85	213.8	289.0	333.2(内直接集水面積 66.7)
	堤高 m	28.7	33.90	81.0	90.0	21.7
	堤頂長 m	83.0	124.50	266.0	443.0	96.0
	洪水時操作ゲート	なし	なし	なし	コンジットゲート 2 クレストゲート 2	ストニーゲート 幅 14.00m 高さ 4.10m 2門
	常時満水位 m		EL 35.30	EL 245.7	EL 205.0	EL 209.0
	洪水時満水位 m	EL 97.89	EL 49.60	EL 276.2	EL 216.5	EL 209.0
	総貯水容量 千m ³	340	835	50,600	60,800	1,084.8
有効貯水容量 千m ³	305	750	46,600	54,200	854.6	
治水	制限水位 m				EL 195.5	
	洪水調節容量 千m ³	305	750	40,200	37,000 23,100	
	計画高水量 m ³ /s	27.1	91.67	1,400	2,500	
	最大放流量 m ³ /s	9.0	18.9	680	900	

志津見ダム (国土交通省)



尾原ダム (国土交通省)



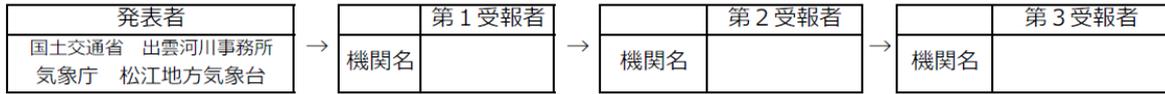
第6. 松江地方気象台から発表される気象等注意報・警報の発表基準

警 報		注 意 報	
種 類	基 準 値	種 類	基 準 値
波 浪	【有義波高】 6.0m以上	波 浪	【有義波高】 3.0m以上
高 潮	【潮位:TP上】 境港で1.2m以上に予想される場合	高 潮	【潮位:TP上】 境港で0.8m以上に予想される場合
大 雨	【雨量基準】 <input type="checkbox"/> ・3時間雨量が70mm以上 【土壌雨量指数基準】 ・土壌雨量指数が129以上	大 雨	【雨量基準】 <input type="checkbox"/> ・3時間雨量が40mm以上 【土壌雨量指数基準】 ・土壌雨量指数が85以上
洪 水	【雨量基準】 <input type="checkbox"/> ・3時間雨量が70mm以上 【土壌雨量指数基準】 ・神戸川流域の土壌雨量指数が24以上	洪 水	【雨量基準】 <input type="checkbox"/> ・3時間雨量が40mm以上 【土壌雨量指数基準】 ・神戸川流域の土壌雨量指数が13以上
<p>表中の説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「有義波高」とは、個々の波のうち、高いほうから順に1/3の個数までの波について平均した波高のことをいう。 2. 「TP上」とは、東京湾平均海面のこと。 3. 「山地」とは、標高100m以上の場所のこと。 4. 「土壌雨量指数」とは、土壌中に貯まっている雨の浸透、流出を考慮して計算した指数。 5. 「流域雨量指数」とは、雨の量に浸透、流出を考慮して計算し、さらに傾斜に沿って集まる水の量を指数化したもの。 			

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

第7. 水位情報様式(洪水予報等)



正規

斐伊川下流はん濫注意情報

斐伊川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
平成00年00月00日 00時00分
出雲河川事務所・松江地方気象台 共同発表

(見出し)

斐伊川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

(主 文)

斐伊川の灘分水位観測所（出雲市）では、00日00時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨量)

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
斐伊川流域		

(水位)

斐伊川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
木次 水位観測所 (雲南市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
新伊萱 水位観測所 (雲南市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
上島 水位観測所 (出雲市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
大津 水位観測所 (出雲市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
灘分 水位観測所 (出雲市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位 = 計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

観測所名	木次 水位観測所	新伊萱 水位観測所	上島 水位観測所
	雲南市		
レベル4 はん濫危険水位※	4.80	5.00	6.30
レベル3 避難判断水位※	4.20	4.30	5.70
レベル2 はん濫注意水位	3.50	3.40	4.00
レベル1 水防団待機水位	2.50	2.50	2.90
受け持ち区間	左岸 斐伊川 熊谷大橋付近から 三刀屋川合流点まで 右岸 熊谷大橋付近から 三刀屋川合流点まで	左岸 斐伊川 三刀屋川合流点から 森坂大橋付近まで 右岸 三刀屋川合流点から 森坂大橋付近まで	左岸 斐伊川 森坂大橋付近から 放水路分流堰まで 右岸 森坂大橋付近から 放水路分流堰まで
はん濫が発生した場合の 浸水想定区域	島根県雲南市-	島根県雲南市、 島根県出雲市	島根県出雲市-

観測所名	大津 水位観測所	灘分 水位観測所	
	出雲市		
レベル4 はん濫危険水位※	3.20	3.60	
レベル3 避難判断水位※	2.90	4.40	
レベル2 はん濫注意水位	2.50	2.80	
レベル1 水防団待機水位	1.60	2.00	
受け持ち区間	左岸 斐伊川 放水路分流堰から 西代橋付近まで 右岸 放水路分流堰から 西代橋付近まで	左岸 斐伊川 西代橋付近から宍道 湖まで 右岸 西代橋付近から宍道 湖まで	
はん濫が発生した場合の 浸水想定区域	島根県出雲市-	島根県出雲市-	

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

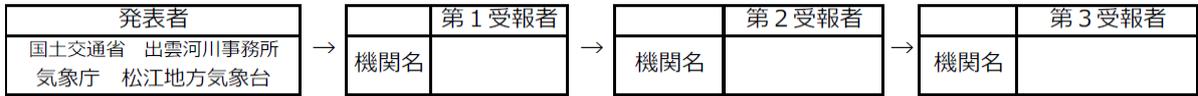
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764(内線)281

気象関係：気象庁 松江地方気象台 電話：0852-21-4958



正規

神戸川下流はん濫注意情報

神戸川洪水予報第〇号
洪水注意報
平成00年00月00日 00時00分
出雲河川事務所・松江地方気象台 共同発表

(見出し)

神戸川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

(主 文)

神戸川の古志橋水位観測所（出雲市）では、00日00時00分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨量)

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
神戸川流域		

(水位)

斐伊川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
馬木 水位観測所 (出雲市)	00日00時00分の状況	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
	00日00時00分の予測	*** -				
古志橋 水位観測所 (出雲市)	00日00時00分の状況	*** -	■■■■■			
	00日00時00分の予測	*** -	■■■■■			
	00日00時00分の予測	*** -	■■■■■			
	00日00時00分の予測	*** -	■■■■■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位 = 計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

観測所名	馬木 水位観測所	古志橋 水位観測所	
	出雲市	出雲市	
レベル4 はん濫危険水位※	7.00	5.40	
レベル3 避難判断水位※	6.30	5.00	
レベル2 はん濫注意水位	3.50	3.10	
レベル1 水防団待機水位	3.00	1.60	
受け持ち区間	左岸 神戸川 馬木大橋付近から 放水路合流点まで 右岸 馬木大橋付近から 放水路合流点まで	左岸 放水路合流点から海 まで 右岸 放水路合流点から海 まで	
はん濫が発生した場合 の浸水想定区域	島根県出雲市-	島根県出雲市-	

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
		http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764(内線)281

気象関係：気象庁 松江地方気象台 電話：0852-21-4958

大橋川・宍道湖水位到達情報



正規

大橋川・宍道湖はん濫注意情報

平成00年00月00日 00時00分
 国土交通省 出雲河川事務所発表
 (第〇号)

(主 文)

宍道湖の松江水位観測所（松江市）では〇日 〇〇時〇〇分にはん濫注意水位（1.20 m）に達しました。
 市町村長が発表する避難情報に注意すると共に、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

(参考)

宍道湖 松江水位観測所（松江市）

（受け持ち区間は 宍道湖左岸：宍道湖から大橋川下流端（中海）まで、右岸：宍道湖から大橋川下流端（中海）まで）

氾濫危険水位 (相当換算水位)	1.40m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	1.40m	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
はん濫注意水位	1.20m	はん濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、はん濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 出雲河川事務所 防災情報課 電話：0853-20-1764(内線)281

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

第8. 水防警報発表様式



正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
斐伊川	上島	第1号

平成25年04月01日 00時00分

国土交通省 出雲河川事務所発表

（現 況）

斐伊川の上島水位観測所（出雲市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（発 表）

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島	○			
大津				
灘分				
松江				
中海湖心				
古志橋				
馬木				

（参考資料）

上島水位観測所（出雲市）

受け持ち区間は 斐伊川左岸：森坂大橋付近から放水路分流堰まで、右岸：西代橋付近から放水路分流堰まで

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

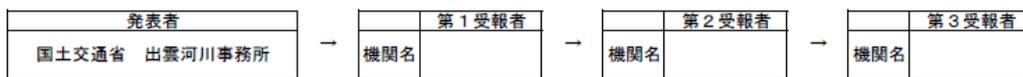
川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所防災情報課

電話：0853-20-1764

（内線）281



正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
斐伊川	大津	第1号

平成25年04月01日 00時00分

国土交通省 出雲河川事務所発表

（現 況）

斐伊川の大津水位観測所（出雲市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（発 表）

水防機関は待機してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津	○			
灘分				
松江				
中海湖心				
古志橋				
馬木				

（参考資料）

大津水位観測所（出雲市）

受け持ち区間は 斐伊川左岸：放水路分流堰から西代橋付近まで、右岸：放水路分流堰から西代橋付近まで

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所防災情報課

電話：0853-20-1764

（内線）281

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 出雲河川事務所	機関名	機関名	機関名

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
斐伊川	灘分	第1号

平成25年04月01日 00時00分

国土交通省 出雲河川事務所発表

（現 況）

斐伊川の灘分水位観測所（出雲市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（発 表）

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津				
灘分	○			
松江				
中海湖心				
古志橋				
馬木				

（参考資料）

灘分水位観測所（出雲市）

受け持ち区間は 斐伊川左岸：西代橋付近から宍道湖まで、右岸：西代橋付近から宍道湖まで

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

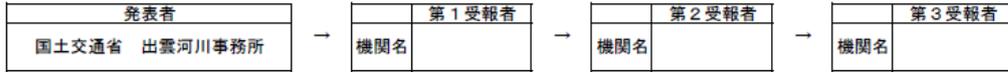
川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所防災情報課

電話：0853-20-1764

（内線）281



正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
神戸川	馬木	第1号

平成25年04月01日 00時00分

国土交通省 出雲河川事務所発表

（現 況）

神戸川の馬木水位観測所（出雲市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（発 表）

水防機関は待機してください。

出雲河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津				
灘分				
松江				
中海湖心				
古志橋				
馬木	○			

（参考資料）

馬木水位観測所（出雲市）

受け持ち区間は 神戸川左岸：馬木大橋付近から放水路合流点まで、右岸：馬木大橋付近から放水路合流点まで

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所防災情報課

電話：0853-20-1764

（内線）281

発表者	→	第1受報者	→	第2受報者	→	第3受報者
国土交通省 出雲河川事務所		機関名		機関名		機関名

正規

水防警報（待機）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
神戸川	古志橋	第1号

平成25年04月01日 00時00分

国土交通省 出雲河川事務所発表

（現 況）

神戸川の古志橋水位観測所（出雲市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（発 表）

水防機関は待機してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
木次				
新伊萱				
上島				
大津				
灘分				
松江				
中海湖心				
古志橋	○			
馬木				

（参考資料）

古志橋水位観測所（出雲市）

受け持ち区間は 神戸川左岸：放水路合流点から河口（日本海）まで、右岸：放水路合流点から河口（日本海）まで

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所防災情報課

電話：0853-20-1764

（内線）281

第9. 水防信号

区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○ ○ ○	○(約5秒) 休止(約15秒) ○(約5秒) 休止(約15秒) ○(約5秒) 休止(約15秒)
第2信号	○—○—○ ○—○—○	○(約5秒) 休止(約6秒) ○(約5秒) 休止(約6秒) ○(約5秒) 休止(約6秒)
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	○(約10秒) 休止(約5秒) ○(約10秒) 休止(約5秒) ○(約10秒) 休止(約5秒)
第4信号	乱 打	○(約1分) 休止(約5秒) ○(約1分) 休止(約5秒) ○(約1分) 休止(約5秒)

備考 (1) 信号は適宜の時間継続とする。

(2) 必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することができる。

(3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

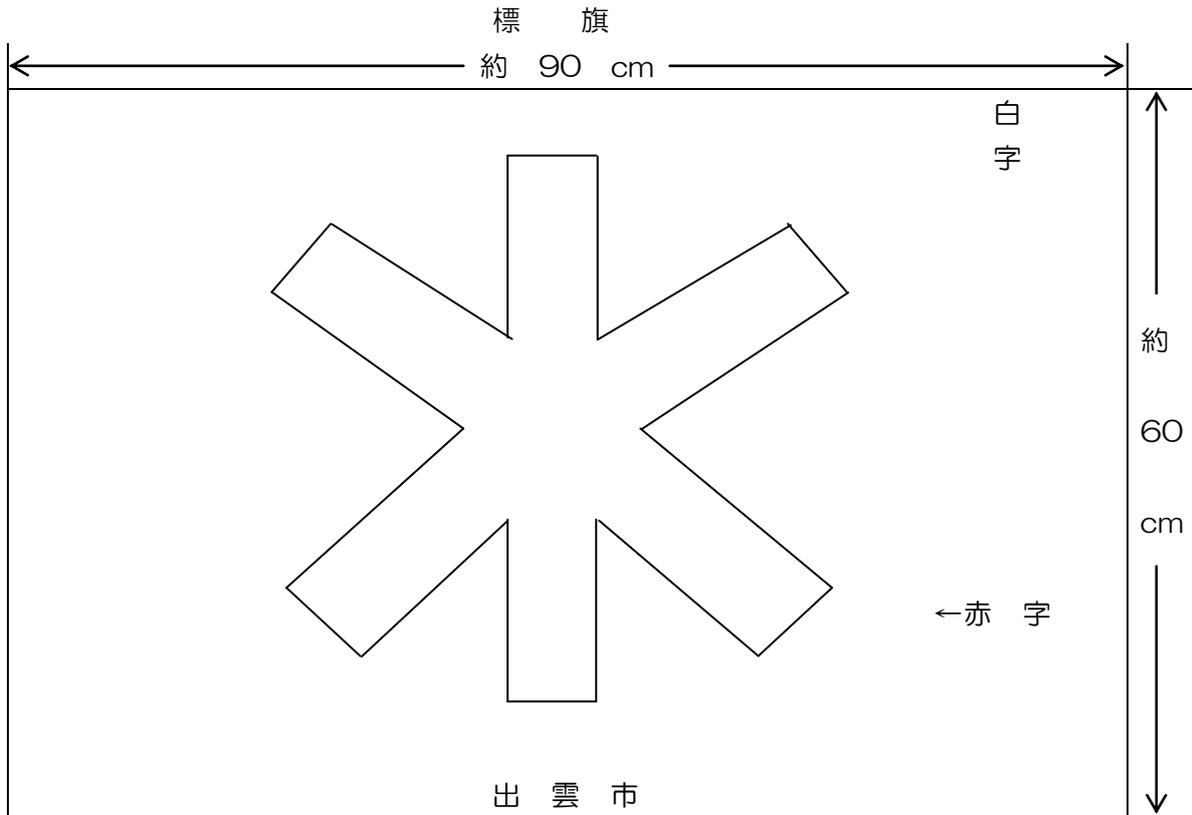
第1信号 河川では、水位が警戒水位に達し、海岸では、台風襲来時の危険風向の風速が20m毎秒程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防機関に属するものが、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防関係団体の区域に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの。

第 10. 優先通行標識



2 公用負担命令諸様式

公用負担命令権限証

<p>公 用 負 担 命 令 権 限</p> <p>出雲市消防団〇〇部長</p> <p style="text-align: center;">何 某</p> <p>右の者に の区域内に おける水防法第21条第1項の権限行 使を委任したことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇水防管理者 何 某 ㊟</p>
--

公用負担命令票

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 票</p> <p>1. (目的物名、種類、員数)</p> <p>負担の内容、使用収用、処分 (該当の文字を○で囲むこと)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>水防管理者 氏 名 ㊟</p> <p>上委任者 官 職 氏 名 ㊟</p> <p>何 某 殿</p>

第11. 水防工法

1 水防工法の分類について

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。河川堤防の破堤原因を示すと、次の3種類が主なものである。

(1) 越水(溢水)による場合

堤防から水があふれでて、堤防の裏法面から決壊していく。

(2) 浸透(漏水)による場合

河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。

(3) 洗掘による場合

河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

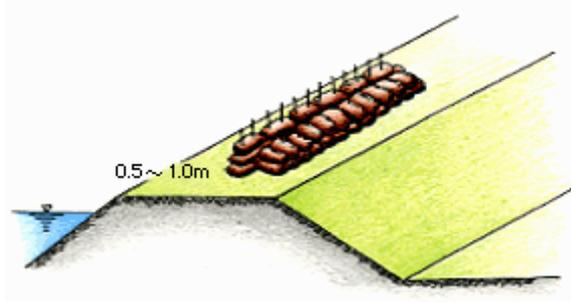
原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主要資材	
越水	積み土のう工	堤防天ばに土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天ばにくいを打ちせき板をたてる。	都市周辺河川(土のう入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天ばに土のうの代わりに蛇かごを置く。	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天ばにビニロン帆布製水マットを置く。	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する。	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵にする。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。	都市周辺河川(土砂、土のう入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川(土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する。	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット 月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、ビニロン帆布製水のうを組み立てる。	都市周辺河川(土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く。	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ 張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる。	一般河川(漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所・河川	主要資材
漏水	川表 対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める。	一般河川(構造物のある所、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る。	一般河川(水深の浅い部分)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る。	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る。	都市周辺河川(むしろが入り手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る。	一般河川(水深の浅い部分)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ。	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工(竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する。	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する。	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる。	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う。	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ。	砂質堤防	くい、鉄線
	天端 ～ 裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ。	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ。	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる。	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所・河川	主要資材	
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる。	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす。	粘土質堤防	竹、土のう
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ。	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する。	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる。	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる。	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る。	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる。	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去。	一般河川	長尺竹、とび口
水防対策者		現地対策本部の設置	一般河川	指揮者、無線者	

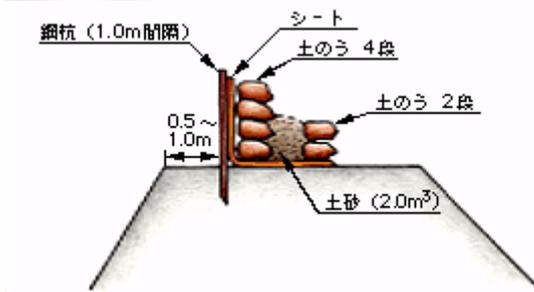
越水対策

【積土のう】



拵え方：表層が欠け込んでも差し支えないように川表肩から 0.5m~1.0m 位引き下げて所要の高さに土のうを積み上げる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいても継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、土のうの継ぎ目には土を詰めて、十分に踏み固める。

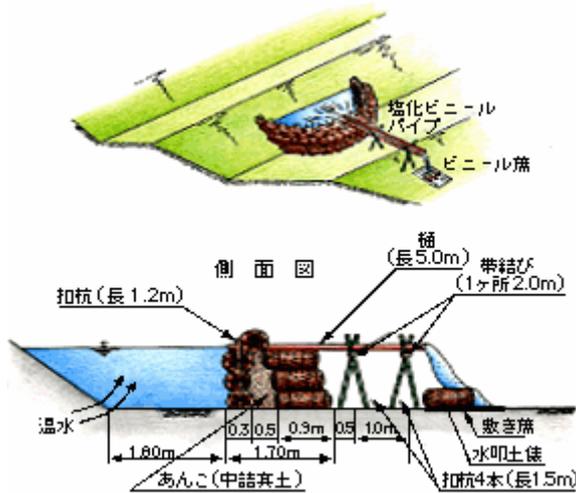
【改良積み土のう】



拵え方：川表肩から 0.5m~1.0m 位引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m 毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。

漏水対策

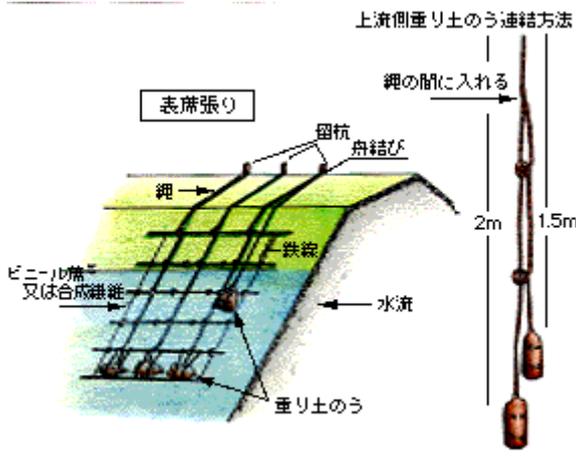
【月の輪】



目的：川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める。

拵え方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状(半径 1.8m)に積上げ、この中に漏水を流ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水圧を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導き、その落下点には、蓆等を敷き洗掘を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。

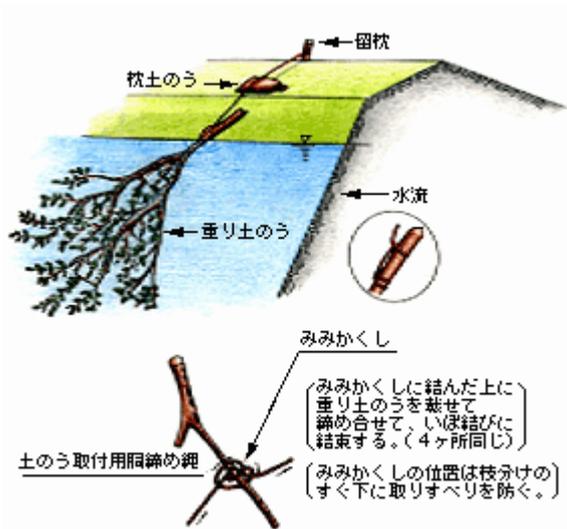
【むしろ張り】



目的：川表法崩壊及び透水防止。

拵え方：崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚或は15枚を縄で縫い合わせ、(シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。)横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に垂り土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を徐々にゆるめて垂れおろし、所々に小割竹(長さ45cm、幅2cm位)を折り曲げて針子縫いをし、煽りどめの垂り土のうをのせて固定させる。

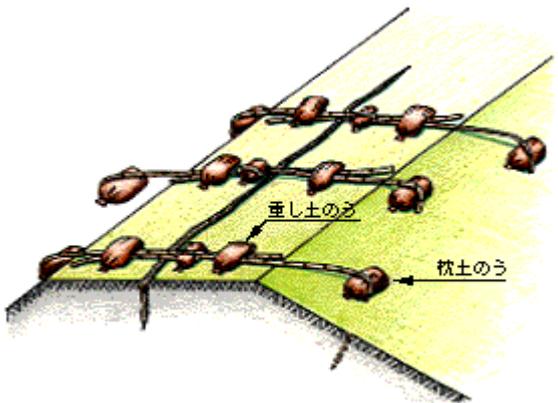
洗掘対策 【木流し】



目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

拵え方：枝葉の繁茂した樹木(又は竹)根本から切り、枝に垂り土のう(又は石俵)を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留枕に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。

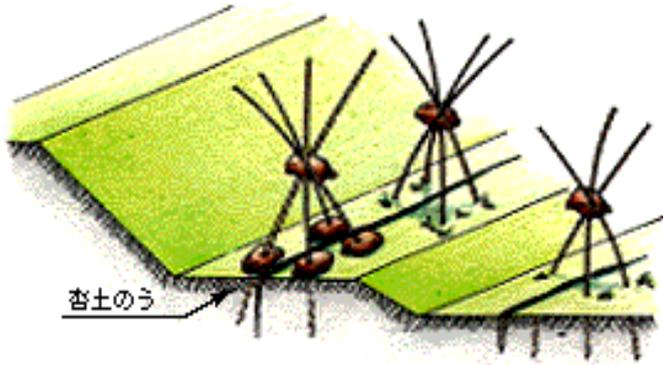
き裂対策 【折返し】



目的：堤防天端にき裂を生じた場合、崩壊を防止する。

拵え方：天端の表法と裏法とに竹を突き差し、その根元に土のうを置きこれを枕にして、竹を折り曲げ、中央で双方の竹を折り返して引きかけ、縄で結束する。竹の折返し部分は折損しやすいため麻袋などを丸めて芯にする。又、竹の締め具合をよくするため、天端に垂り土のうを載せる。

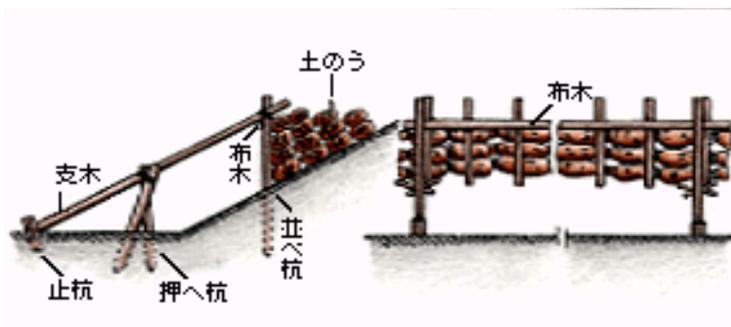
【五徳縫い】



目的：川裏き裂、崩壊の拡大防止。

拵え方：き裂をはさんで竹3本～4本を以て各辺1m位の三脚形又は四脚形に深く突差し、地上1.2m～1.5m位の所で一つに縄で結び、その上に重り土のうを載せる。もし、き裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土のうを用いる。この工法は法面に行くよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。

【杭打積土のう】

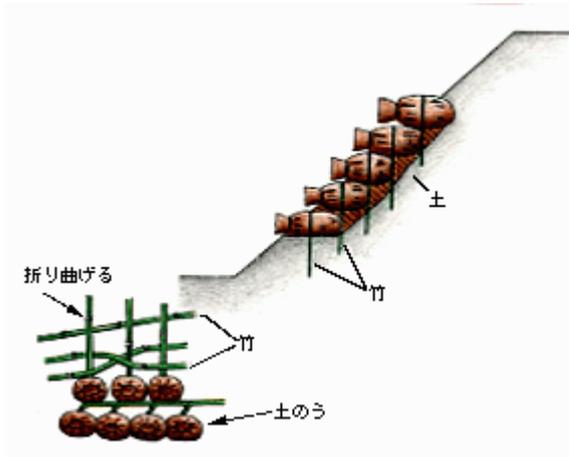


目的：川裏法崩壊防止。

拵え方：法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長2.5m内外の杭を心々0.60mに打ち込み上部に長5.0mの布木を結び付け更に長4.0mの支木を3.60m毎に取り付ける。支えの木の間には押え杭二本を合掌に打って挟み、又、杭木の根元には杭を二本並べて打って根止めとする。

崩壊対策

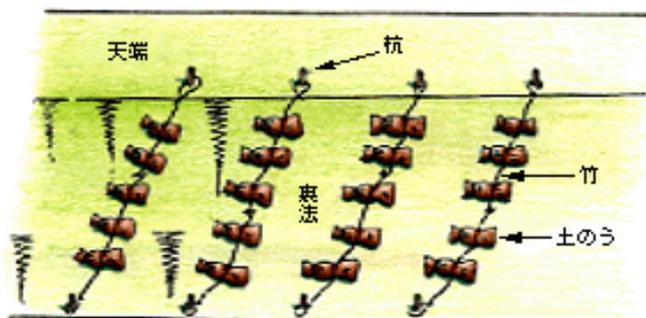
【土のう羽口】



目的：裏法崩壊補強

拵え方：土のうを小口に並べに一層積んで蛇腹編みとし、その上に布いて踏みならし、順次半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは土のうを固定させるために、目通し6cm～9cmの竹を用いる。

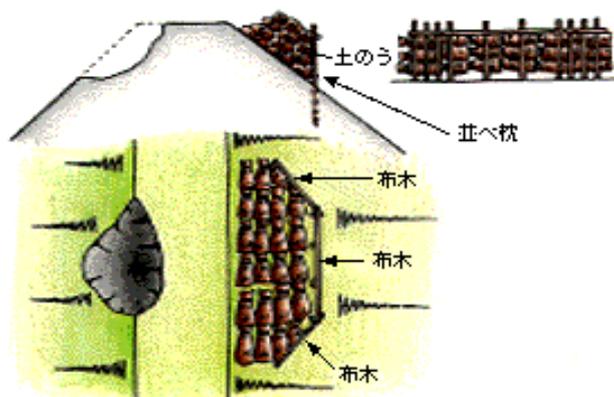
【継ぎ縫い】



目的：き裂箇所を挟んで裏法崩壊防止。

拵え方：長2.7m～3.6m、末口6cm～9cmの木を1.0m～2.0m間隔に打ち込み、その杭に周10cm～15cmの竹を縛りつけ、又天端にも同様に打って竹を縛り付け、この双方の竹串を約2.0mの継手を残して折り曲げ引きかけて縄結び、重り土のうを取り付ける。

【築廻し】



目的：川表の崩壊、法面の補強。

拵え方：心々0.90m 位に杭を打ち込み、竹棚(又は粗朶)を編み付け、内部に土のうを詰める。崩壊箇所は蓆張などを行って川裏に築廻しを施す。

第 12. 水防法

水防法

(昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

最終改正：平成二六年十一月十九日法律第一〇九号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 水防組織（第三条―第八条）
- 第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）
- 第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）
- 第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）
- 第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）
- 第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条―第五十四条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河

川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

- 6 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。
- 7 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合にお

いては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

5 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条之二 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号八に掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限り。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。）の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - 八 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第三号イに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第三号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第三号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項 の土砂災害警戒区域 同法第七条第三項 に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
 - （地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二** 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。

- 3 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 4 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 5 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 6 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 7 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 8 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場

等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第三項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項及び第三項の規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条之二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者

- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二五八号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十九年六月八日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年七月十一日法律第六一号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年六月十一日法律第一四一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三十一年五月一六日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三五年六月三〇日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和四七年六月二三日法律第九四号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五九年一二月二五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 （平成六年六月二九日法律第四九号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成七年四月二一日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年六月一三日法律第四六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法

第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの(専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。)については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法(以下「新法」という。)第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一月四日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六条において「新水防法」という。)第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。))及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年一一月一九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

水防情報に関する主なホームページ等



国土交通省 「川の防災情報」

<http://www.river.go.jp/>



国土交通省 「川の防災情報(携帯電話対応)」

<http://i.river.go.jp>



国土交通省 防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>



気象庁 「防災気象情報」

<http://www.jma.go.jp>



島根県 河川課 「水位雨量リアルタイムデータ」

<http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html>



島根県 砂防課 「土砂災害警戒リアルタイム雨量」

http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo_uryou/www/uryou/index.html



島根県 「島根防災情報」

<http://www.bousai-shimane.jp>



出雲市 防災情報ホームページ

<http://izumocity.bosai.info/>